

平成30年(ネ)第164号 福島原発避難者損害賠償請求事件(第1陣)

控訴人兼被控訴人(一審原告) 早川篤雄外 215名

被控訴人兼控訴人(一審被告) 東京電力ホールディングス株式会社

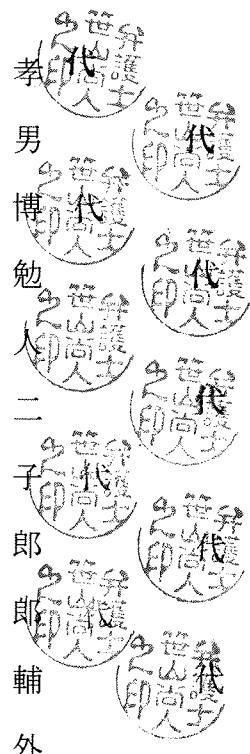
## 控訴審準備書面(15) (震災前の被災町村の状況及び現況)

2019年9月5日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

### 一審原告ら訴訟代理人

弁護士 小野寺	利
弁護士 広田	次
弁護士 鈴木	堯
弁護士 米倉	
弁護士 笹山	尚
弁護士 鳥飼	康
弁護士 市野	綾
弁護士 平松	真二
弁護士 榎本	郎
弁護士 山田	吾大輔外



## 目 次

第1章 本書面の趣旨 .....	5
第1 一審原告らの控訴審における主張（損害論） .....	5
第2 本書面の趣旨 .....	6
第2章 双葉町 .....	8
第1 震災前の双葉町の状況.....	8
1 双葉町の沿革 .....	8
2 双葉町の特徴 .....	9
第2 つながり、かかわり、持続性.....	11
1 人と人とのつながり .....	11
2 人と自然とのかかわり .....	17
3 つながりとかかわりの持続性.....	19
第3 双葉町の現状（現地進行協議の結果から） .....	23
1 現地進行協議の概要 .....	23
2 双葉町の特定復興再生拠点区域復興再生計画 .....	26
第3章 大熊町 .....	29
第1 震災前の大熊町の状況.....	29
1 大熊町の沿革 .....	29
2 大熊町の特徴 .....	30
第2 つながり、かかわり、持続性.....	32
1 人と人のつながり .....	32
2 人と自然のかかわり .....	32
3 つながりとかかわりの持続性.....	33
第3 大熊町の現状 .....	34
1 中間貯蔵施設の整備 .....	34
2 復興再生拠点区域.....	34

第4章 富岡町 .....	35
第1 震災前の富岡町の状況 .....	35
第2 富岡町の現状 .....	35
1 中央商店街の現状（甲 A795・41～53頁、甲 A796・66～86頁） .....	35
2 夜ノ森地区の現状（甲 A795・54～60頁、甲 A796・87～97頁） .....	36
3 帰還者の属性（渡邊智子本人調書1～4頁） .....	38
第5章 浪江町 .....	39
第1 本件事故前の浪江町の状況 .....	39
1 人と人とのつながり .....	39
2 人と自然とかかわり .....	46
3 つながりとかかわりの持続性 .....	49
第2 浪江町の現状 .....	55
1 現地進行協議の結果 .....	56
2 浪江町の帰還者数について .....	57
第6章 南相馬市小高区 .....	63
第1 本件事故前の南相馬市小高区 .....	63
1 風土 .....	63
2 沿革 .....	63
3 小高区の特徴 .....	64
4 つながり、かかわり、持続性 .....	67
第2 小高区の帰還者数について .....	73
1 小高区に対する調査 .....	73
2 小高区の人口動態 .....	73
3 小括 .....	75
第7章 榛葉町 .....	76
第1 震災前の榛葉町の状況 .....	76

1 檜葉町の沿革 .....	76
2 檜葉町の特徴 .....	78
第2 つながり、かかわり、持続性.....	80
1 人と人とのつながり .....	80
2 自然と人との関わり .....	85
3 つながりとかかわりの持続性、承継性 .....	89
第3 檜葉町の現状 .....	92
1 現地進行協議の結果から .....	92
2 人口動態について .....	94
3 ひとたび失われた「故郷」が取り戻せていないこと .....	96
第8章 広野町 .....	98
第1 現地進行協議の結果 .....	98
1 広野駅前商店街について .....	98
2 広野駅東側の状況 .....	101
3 J ヴィレッジについて .....	103
第2 広野町の現状 .....	105
1 人口動態に関する補足 .....	105
2 広野町の農業に関する補足 .....	110

## 第1章 本書面の趣旨

### 第1 一審原告らの控訴審における主張（損害論）

一審原告らは「控訴理由書（損害論）」において、一審被告による加害行為によって一審原告らが侵害された被侵害利益が、人格権に位置づけられる「包括的生活利益としての平穏生活権」であり、これは「地域社会において平穏な生活を送る生活利益そのものであり、生存権、身体権・精神的人格権（身体に接続する平穏生活権を含む）、財産権を包摂する『包括的生活利益』を享受する権利」と定義される人格権であることを論じた（同書面6～9頁）。

そして、この「包括的生活利益としての平穏生活権」の侵害は、「地域社会において平穏な生活を送る生活利益」に対する侵害と「生存権や財産権を包摂する『包括的生活利益』を享受する権利」の侵害との双方を含むことを明らかにし（同書面第3（15頁）以下参照）、一審原告ら控訴審準備書面(4)において、前者の侵害に対する避難慰謝料と、後者の侵害に対する故郷喪失はく奪損害として損害評価がされるべきことを明らかにしてきた。

さらに、一審原告らは、これまで、一審原告らが請求する「故郷喪失損害」について、それが本件事故前に一審原告らが地域生活の中で享受してきた地域生活利益を侵害されることによって生じた有形無形の財産的損害と、「故郷」という精神的な拠り所を失ったことによる深い喪失感を含む精神的損害が不可分に併存した包括的な損害であると主張してきた。

一審原告らが言う「故郷」は、「原告ら避難者が本件原発事故前までその日常生活を送ってきた場、なりわい（生産）を営んできた場、そういうものとしての地域である」（原審における除本理史証人調書4頁以下）。

一審原告らは、上記一審原告ら原審最終準備書面第2分冊において、除本証人が、その意見書（甲A267号証）において述べたところである「ふ

るさとの喪失」が、地域のレベルにおいて、社会関係が破壊されることにより、社会関係の中で積み重ねられてきた人々の活動の蓄積と成果が失われ、地域ごとの固有性・継承性が損なわれ、避難者のレベルにおいては、避難元の地域にあった生産と生活の諸条件が失われることによって生じるとされていることに則して、「原告らが居住していた故郷の実態」を整理し、さらにその故郷が、本件事故によって喪失している事実を明らかにしてきた（同書面262頁以下参照）。

## 第2 本書面の趣旨

本書面においては、一審原告ら控訴審準備書面（9）を補足し、あらためて、ふるさと喪失損害に焦点を絞って、一審原告らを含む相双地域の住民が、本件事故前、その居住して来た「故郷」において、「生存権や財産権を包摂する『包括的生活利益』を享受する」生活を営んできたことを明らかにする。

明らかにする視座は、ふるさと喪失（はく奪）損害について論じた関礼子意見書（甲A第801号証）である。

関意見書は、本件において問われている損害の核心である「故郷喪失」に関し、「故郷」とは、「人と自然とのつながり、人と人のかかわり」、その「永続性や持続性」が「三位一体」となった場所であるとする。そして、この「人と自然とのつながり、人と人のかかわり」は、「生活や文化、歴史と伝統」として編み込まれている。すなわち「故郷」とは、「そこで生きる人々が、かかわりとつながりを編み足しながら、生活や文化、歴史と伝統を継いでいく場所である」（甲A第801号証17～18頁）。

すなわち、「故郷」とは、「人と自然とのつながり、人と人のかかわりが、生活や文化、歴史と伝統に編み込まれる営みの積み重ねによって、永続性や持続性をもつようになった場所」である。本書面では、一審原告らを含

む相双地域の住民が、本件事故前、その居住して来た地域において、かかわり、つながり、持続性が一体となった時空間=「故郷」で生活してきたことを論じる。すなわち、本件事故前、一審原告ら相双地域の住民が「故郷」において、「生存権や財産権を包摂する『包括的生活利益』を享受する」生活を営んできたことを明らかにする。

一審原告らは当審において、現地進行協議及び一審原告ら原告本人尋問を通じて、本件事故後、現在もなお一審原告らが包括的生活利益を享受することができない状況におかれていること（詳細は関礼子証人尋問結果を踏まえ最終準備書面で論じる）立証してきた。すなわち、一審原告らには「故郷喪失損害」が生じており、それは一審原告らが本件事故前に享受していた「包括的生活利益としての平穏生活権」の侵害であり、かかる権利侵害が賠償対象とされなければならないことを明らかにしてきた。

本書面では、一審原告らが本件事故前に「包括的生活利益として平穏生活権」が充足されていたことを論じる前提として、各町村別にその沿革と概要、伝承されてきた芸能、文化等を概観する。そのうえで、各町村に居住生活していた一審原告らが、当該地域で「地域生活利益」を享受する前提として、地域（コミュニティ）の構成主体の一員であったこと、すなわち、「かかわり」、「つながり」、「持続性」が一体となった時空間で生活していたことを明らかにする。

## 第2章 双葉町

### 第1 震災前の双葉町の状況

#### 1 双葉町の沿革

(1) 双葉町は、福島県の浜通りのほぼ中央、双葉郡の北東部に位置している。

1889（明治12）年の明治町村制施行時は、旧新山、前田、水沢、目迫、山田、石熊、郡山、細谷、松迫の各村が合併し標葉郡新山村（しんざんむら）となり、旧長塚、上羽鳥、下羽鳥、寺沢、松倉、鴻草、渋川、中田の各村が合併し長塚村が発足した。

昭和町村合併に伴い1951（昭和26）年4月1日に新山町と長塚村が合併して標葉町（しねはまち）として誕生し、1956（昭和31）年、現在の双葉町に改称した。合併直前の1950年10月1日当時の人口は新山町4,714名、長塚村3,438名であった。合併後の1955（昭和30）年10月1日当時の人口は7,893人であった。

(2) 現在の双葉町域内からは、旧石器時代から近世にかけての遺跡が発掘されている。中間貯蔵施設建設予定地とされている大字郡山地区には、福島県内最古の貝塚である郡山貝塚が残されており、大字新山地区には、古墳時代に築造された清戸迫横穴墓群が残されるなど、旧石器時代から人の営みがあったことが確認される土地である。

奈良時代、平安時代の律令体制下では、大字郡山字五番に陸奥国標葉郡役所が置かれており、その遺構は郡山五番遺跡となっている。大字目迫字長迫地内の観音堂内に安置されている十一面觀世音菩薩座像（町指定文化財）は、大字長塚字寺内前の阿弥陀堂内に安置されている阿弥陀如来坐像（町指定文化財）は、いずれも807年の堂宇建立とともに安置されたものである。

大字新山の新山城跡は、鎌倉時代から南北朝時代にかけて双葉郡北部一帯を支配した標葉氏の居跡である。戦国時代に入り、標葉氏が相馬氏に滅ぼされた後は、現在の双葉町の区域は、幕藩体制下のもとでも、相馬氏の統治に服してきた。江戸時代には、陸前浜街道長塚宿が設けられ、浜通りの「宿場町」として栄えてきた。

(3) 新山町と長塚村が合併し標葉町が誕生した1951年頃は、おもな産業は稲作であった。人口は、1960（昭和40）年10月1日当時7,117人にまで減少していたが、1967（昭和42）年、福島第一原発の立地を契機として、産業構造が大きく変化し、双葉町誕生後も減少を続けていた人口も増加に転じ、1985（昭和60）年10月1日当時8,219人まで増加した。人口は、その後、減少に転じ、2007（平成19）年以降本件事故までの間は、7,000名前後で推移してきた（甲A第164号証31頁参照）

## 2 双葉町の特徴

(1) 双葉町内には、JR常磐線と国道6号が平行しながら町の中心部を南北に縦断し、南は大熊町、北は浪江町に接しており、国道288号線で、中通りの郡山市と結ばれている。

比較的温暖な気候が特徴で、東北地方にありながら冬は積雪が少なく、東に太平洋を望み、西には緑豊かな阿武隈山系が連なる自然豊かな地域である。

(2) 太平洋沿岸部には、環境省が選定した日本の快水浴場百選に選ばれた双葉海水浴場があるほか、磯釣りを楽しむことができた。

阿武隈山系に連なる十万山があり、町内の大字石熊地区から約1時間で山頂に上ることができ、山頂からは太平洋を眼下に臨む景色が広がっていた。

(3) 双葉町ではこのような自然豊かな中、自然とのつながりの中で四季折々の人々が暮らし、その営みが古くから受け継がれてきたのである。そのことは町勢要覧（甲A第810号）において「春、前田川の川辺のつくしの子が顔を出して、  
双葉町の春が始まります。

十万山山ろくの木々は青々と芽吹き  
野鳥のさえずりが自然の早春賦を奏でます。  
夏、青い空から限りない太陽の恵みがふりそそぎ  
田園や公園の緑は深みを増して  
太平洋から吹く風に揺られながら、  
せんだん通りに安らぎの木陰を作ります。  
秋、稻穂の海は黃金色に波立ち、  
十万山の山肌や七日沢の溪流は  
葉を紅くして秋の装いを凝らし、  
人々の瞳に巨大な風景画を焼き付けます。  
冬、町役場の広場に落ち葉が舞い、  
農家の軒先には柿や大根が並び  
みちゆく人に冬の訪れと自然の恵みを感じさせます。」  
と紹介されている通りである。

(4) 双葉町に伝わる伝統文化、芸能の主なものは以下の通りである。

#### ア 相馬野馬追標葉郷

戦国時代後期に、標葉氏が相馬氏に滅ぼされ、双葉町を含む標葉郡が相馬氏の支配に服したころ、相馬氏が行った軍事教練をルーツとして「相馬野馬追」が、現在まで受け継がれてきた。

標葉郷を作っていた現在の浪江町、双葉町、大熊町の3町から騎馬武者隊が構成され、妙見小高神社（南相馬市小高区小高）に供奉

しており、小高郷とともに一軍を結成し、相馬中村神社に供奉する宇多郷（相馬市）・北郷（南相馬市鹿島区）で結成される一軍、相馬太田神社に供奉する中之郷（南相馬市原町区）で結成される一軍と神旗争奪戦を繰り広げる。

また、最終日に行われる裸馬を騎馬武者が小高区大井字岩迫から相馬小高神社境内に設けられた竹矢来に追い込む野馬懸に参加するのは、小高郷と標葉郷だけである。

#### イ だるま市

江戸時代から伝わる新春の恒例行事である。長塚宿（現在の陸前浜街道沿い長塚商店街）を中心に開かれる双葉だるまが販売される市である。作成されただるまは、大安の日に初發神社で開運の祈祷を受けてから販売されている。同時期に、古いお札やしめ縄、だるまを神事とともに焼き上げるどんと焼きも行われてきた。

また、だるま市の開催に合わせて、初發神社境内では奉納神楽大会が開かれ、町内各地区の芸能保存会8団体が神楽を奉納、披露していた。

#### ウ 源弱山の火明かし

源弱山の火明かしは、毎年8月13日の夜、町内鴻草地区にある源弱山の中腹に「山」の字をさかさまにした形で火を焚く行事である。南北朝時代の戦いで亡くなった人の靈を慰めるために行われている行事である。

## 第2 つながり、かかわり、持続性

### 1 人と人とのつながり

本件事故前、双葉町では、血縁（家族、親族）のつながり、地縁のつながり、職業を通じたつながり、趣味を通じたつながりなど様々な人と

人のつながりが形成されて、住民はそこから「生存権や財産権を包摂する『包括的生活利益』を享受する」生活を営んできた。

ここでは、一審原告らの陳述書及び原審における本人尋問結果から、一審原告らが双葉町において多様な人と人のつながりの中で生活をしてきたことを述べる。

### (1) 血縁（家族、親族）のつながり

- ・ 隣近所も農家でないところがほとんどですが、みんな親戚に農家がいるので、コメや野菜はいくらでも手に入り、むしろ自分たちだけでは食べきれないのです。事故前は、新鮮な旬の物を食べられる豊かな食生活環境でした（甲C14第1号証原告蜂須賀勝陳述書3頁）。
- ・ 近くに長男夫婦の家族の家がありました。長男の家族は、2つの建物を行ったり来たりしていて、食事はいつも一緒に食べていました。（甲C17第1号証原告渡部一美陳述書4頁）
- ・ このあたりの言葉で、親戚のことを「まき」と言います。代々続いているところは「まき」の人数も多く、「誰それのところは『まき』が何人いる、大きいなあ。」というように周囲からも一目置かれます。

ですからどこも「まき」が多いことを誇りに思っていて、法事があれば50人くらい「まき」が集まれるように、家の中にも大勢が座れるようにしてあるところが多いです（甲C17第1号証原告渡部一美陳述書5頁）

- ・ 一審原告高田秀文は、子どもや孫が、車で15分ほどの近いところで生活しており、一審原告高田秀文自身が、土曜日や日曜日には孫の面倒を見ており、生活リズムの違いはあっても、食事を一緒にとったり、孫と祖父母が一緒にお風呂に入ったりして、原告高田秀

文夫婦と子ども、孫が、生活を共にしてきたことを述べている（原審における原告高田秀文本人調書10頁、11頁）。

## (2) 地縁のつながり

- ・ 冠婚葬祭も隣組で役割が決まっておりまして、みんなで協力して地域の方が参加してお手伝いする（原審における原告小川貴永本人調書11頁）」
- ・ 双葉町の自宅のあたりには、「隣組」という地域のつながりがありました。12～13軒の近隣の住宅からなるネットワークで、毎月組費と呼ばれるお金を納めていました。一年ごとに組長を交代し、年初めの総会や花見等の懇親会で楽しく交流していました。組のなかで葬式があると、組からも香典が出され、病気で入院する人があったときも見舞金が支給されます。葬式のときには、一家から二人ずつ出して手伝いに行きます。いまは会館でやることが多く、手伝いといつても仕事はあまりありませんが、それでも人は出していました。かつては料理をつくったり来客の接待をしたりもしていました。（甲C14第1号証原告蜂須賀勝陳述書3頁）。
- ・ 近所の人たちは、顔見知りどころかよく知った人ばかりです。隣の家の窓が開けっぱなしのときは閉めてあげ、布団を干したままのときは取り込んであげることもありました。旅行に行って留守にするなどは、お互いに留守中のことを頼んだりします。そのぐらい密接な関係がありましたし、毎日お互いに顔を合わせる関係でした（甲C14第1号証原告蜂須賀勝陳述書3頁）。
- ・ 地元のお友達とは食事をしたり、お茶のみをしたり、野菜をみんな友達に配ったりして、おうちに集まってご飯を食べたりしていました。お友達がおうちに集まることが多く、マイはし、マイ茶碗を持ってきて、うちにおいてありました（原審における原告金森孝子

本人調書 4 頁)。

(3) 職業を通じたつながり

- ・ お友達との食事とか飲み会、たまにお友達とお出かけをして、楽しい時間を過ごしていました。(お友達とは) ご近所の方とか、あとお勤めしていましたので職場の方とのグループです。私の自宅で飲み会、食事会を主に(やっていました。)(原審における原告白岩美穂子本人調書 8 頁、9 頁)。
- ・ 1989 年には、夫は独立して、自宅兼動物病院を建設し、「イザワ動物病院」を開設しました。夫の病院のように、ペットなどの小型の動物を扱う動物病院は、双葉町内にはほかにありませんでした。また、夫の動物病院では、外来のみならず入院も受け付け、また、治療だけでなく、ペットのトリミングなども行っていました。病院の経営が軌道に乗るまでは大変でしたが、原発事故が起こるまでは地元の皆さんに多く利用していただいておりました(甲 C 4 第 3 号証原告伊澤節子陳述書 2 頁)。
- ・ (動物病院のお客さんは) 地元双葉町、お隣の浪江、大熊、双葉郡内と遠くは都路など、相双地域全域から幅広くから来ていただいていました。診察とかお薬を取るのもそうなんですが、それ以外の農家のおじちゃん、おばあちゃんとか病院に来ながら野菜を届けてくださったり、そういう意味ではよく来ていただいていました。病院が単なる病院じゃなくて、ご近所の方の社交場にもなっていました。主人が大動物で往診に行ってた時のおじいちゃん、おばあちゃんとかが、お米が取れたとか野菜ができたって言っては、子供たちや奥さんに食べさせてなんて言ってもってきてくれてました。うちの病院は本当に近くに厚生病院という病院があったんですけど、お年寄りの方は運転とかできないので、診察が終わって、おうちの

方が迎えに来てもらうことが多かったので、なかなかおうちの方も用事を足したりしている間に、うち（自宅のリビング）でお茶を飲みながら休んで待っているというような場になっていました。（原審における原告伊澤節子本人調書2頁、3頁）

#### (4) 趣味を通じたつながり

- ・ 町内の運動会、盆踊り、ゴルフ大会等イベントや集会に参加することもあり、隣組以外の町民との親しい付き合いもありました（甲C14第1号証原告蜂須賀勝陳述書3頁）。
- ・ 双葉町では、地元の人たちとの交流も盛んでした。消防団での活動などを通じた交流の他、双葉町では町民運動会や盆踊り、「宝財踊り（ほうさいおどり）」、「だるま市」、「ミニ野馬追」などのお祭り・行事が数多くあり、そのような行事に、家族総出で参加することも、大きな楽しみの一つでした。例えば、町民運動会は毎年行われ、町民全体が参加する行事で、部落対抗で競うというものでした。私達が住んでいた部落は、毎年この運動会のために事前に練習までして本番にのぞみ、そのかいあって、原発事故が起こるまで毎年のように優勝していました。（甲C27第1号証原告新野亥一陳述書10頁）
- ・ 有志が集まって、桜見る会という団体を作っていました。地区に公園があり、桜の季節には花が咲くので、みんなで花見をしようという会です。行政の許可を取ったり、町長などに招待状を送ったりして花見を主催するほか、桜の剪定もやっていました。そういう庭仕事が好きな人がいたのです。桜見る会の活動は、一から手作り、手弁当で始めたものです。最初は、お金がないので寄付を募ったりしていましたが、次第に軌道に乗ってきて、売上げから経費を引いても繰り越しが出るようになりました。（甲C35第1号証原告武

藤康弘陳述書 8 頁)

- ・ 私は、高校時代にバレー ボールをやっていたことから、P T A のバレー ボールチームの監督やコーチをやったり、町のチームに入っていたりもしていました。

妻は、食料改善推進委員会といったサークルに加入しており、子供やお年寄りにどういった食事を与えて食べてもらうのがよいのか、と言ったことを研究し、自分たちで試作して、食べてもらうといった活動をしていました。（甲 C 4 6 第 1 号証原告高田秀文陳述書 2 頁）

#### (5) その他のつながり

- ・ この地域で子育てを通じてできた 4 人の友達は、私の人生のなくてはならない、心の友になりました。お店が休みのときには、みんなで集まり、お茶を飲みながら子育ての話や世間話を楽しく談笑したり、たまに 4 人で旅行に行ったりして、人生を謳歌していました。  
(甲 C 5 第 4 号証原告石上チカ子陳述書 2 頁、 3 頁)
- ・ 原告小川貴永は、神社の氏子総代をやっており、春と秋の祭典に際し、神事の手伝いや神社の環境保全、お札とかお護摩の注文を取るなどしていた（原審における原告小川貴永本人調書 7 頁）。
- ・ 地区の子供会やスポーツ少年団、幼稚園、小学校、中学校、高校の役員、地区のバレー ボールチームなど、故郷には様々な団体があり、その団体を通じた交流も盛んであった（原審における原告伊澤節子本人調書 8 、 9 頁）。
- ・ （ご近所の方と助け合ったりとかは） うちも両親が一緒に住んでたわけではないので、突然手術になったとか大変な時期には、本当に近所の方に子供を預けてちょっと 2 、 3 時間見ててほしいということで子供を見てもらったり、自分ちでおいしいおかずを作ったか

ら持つてってとか本当に兄弟とか家族みたいに仲良くさせていた  
だいていました。その時はあんまり感じてなかつたんですけど、や  
っぱりもう相手を信用仕切つてなんでもわがままも頼めたりする  
ような本当に居心地のいい快適に暮らせる、そういう場所だったと  
思います。（原審における原告伊澤節子本人調書9頁）

- ・ 自宅は山田という行政区にあり、私はこの行政区の区長を務め  
ていました。区長といつても役場の小間使いのようなものです。役  
場からの連絡事項を書いた回覧板を回したり、役場から言われて書  
類を配ったり集めたりします。週1回の休みの日にそれをしていました。  
私が個別の家まで配りに行くのは7軒ですが、行けば少し話  
もします。時間がかかる仕方がないのですが、しかしそうしたとき  
に、部落の人の様子を見ることができ、また話を聞くこともでき  
ました。（甲C17第1号証原告渡部一美陳述書5頁）

## 2 人と自然とのかかわり

一審原告らが居住していた双葉町は、上述のとおり自然豊かな地域であった。双葉町の住民は、豊かな自然とかかわりながら、日常的にこれらの山、川、海の自然の恵みを受けて生活をしてきた。

### (1) 川

- ・ 私たちの家は、小川の土手沿いにあり、その道は、桜並木になつており、小川には、大きな鯉や鴨の親子の泳いでいる自然に囲まれた緑豊かな環境でした。春になると土手に満開の桜並木の素晴らしい景色が家の前に広がり、お店の庭のテラスから、お花見ができ、夏まつりには町の花火を楽しみ、秋には大きなモミジの下で見事な紅葉も見られ、ペンションにお泊りのお客様を始め、家族やお友達と他愛のない会話やお茶を飲みながら楽しめる大事な場所でした。

(甲C 5 第4号証原告石上チカ子陳述書4頁)

- ・ 自宅と双葉町役場の間に小さな川がありますが、その水はとても綺麗だったため、夏には蛍が飛び交っていました。自宅の前で蛍をみることができますなど、今にして思うとたいへん恵まれた環境で暮らしていたのだと思います(甲C 28 第1号証原告桑原幸子陳述書5頁)。

#### (2) 田畠

- ・ 近くの田んぼに子供を連れてといってイナゴ取りとか虫とか、そういうふうにおにぎりもって、そこの近くにね、子ども連れて野原に。そういうのだって子供は割と楽しんでくれました。(原審における石上チカ子本人調書5頁、6頁)

#### (3) 海

- ・ 家から直線で2キロくらい、車で5分もかかるないところに(郡山海岸という海水浴場がありました。)家族で、近いのでちょこちょこ行っていました。(原審における高田秀文本人調書7頁、8頁)
- ・ 双葉海浜公園(通称郡山海岸)で、家族と友達の子どもたちと遊んでいた(原審における原告伊澤節子本人調書6頁)。

#### (4) 山

- ・ 原告新野重子は、子どものころから近所の山で山菜取りをしたりして、原告新野亥一は近くの海や川で遊んだり、海で漁師が漁をしているのを見たり、ときには漁を手伝ったりして、自然の中で成長してきた(甲C 27 第1号証原告新野亥一陳述書9頁)。

#### (5) 草花

- ・ 私の趣味は、花を育てたり、庭仕事をすることでした。庭にバラやツバキ、ダイモンジソウやイカリソウなどの山野草を育てていました。時間があれば庭いじりをしており、一番の趣味になっていた

と思います（甲C46第1号証原告高田秀文陳述書2頁）

- 私は、毎年春には、友人と近所の山にタケノコやワラビを取りに行っていました。これが毎年の楽しみでした（甲C28第1号証桑原幸子陳述書5頁）

#### (6) 魚

- 釣りも趣味で、月一回は、必ず釣りに行っていました。双葉の海でやることが多く、カレイやアイナメやクロダイなどといったいわゆる底魚を釣ることが多かったです。釣りには一人で行くこともあれば、前の職場の同僚や友人と行くこともあります。釣ってきた魚は持ち帰って食べたり、BBQで食べたりしていました。また、渓流釣りに行くこともあります。渓流釣りには、浪江の高瀬川や檜葉の木戸川、井出川に行くことが多かったです。渓流釣りではイワナやヤマメといった魚を釣りますが、それらの魚は音に敏感なため、一人で行っていました（甲C46第1号証原告高田秀文陳述書2頁）。

#### (7) 野鳥

- 私は、趣味として、希少な草花や魚、鳥等を多数飼育し、鳥については孵化させて成長させた後に自然に返すという活動をしていました。鳥については、工場の敷地内にいくつもゲージを設け、原発事故当時はチャボを6羽、キジ4羽、ヤマドリ6羽を飼育していました（甲C27第1号証原告新野亥一陳述書10頁）。

### 3 つながりとかかわりの持続性

「人と自然とのつながり」と「人と人のかかわり」が、「永続性や持続性」を備えることで「三位一体」となり、生活や文化、歴史と伝統を継いでいく場所として「故郷」となる。

## (1) 自宅

- ・ この地域で子供達2人を育て上げ、地域の人たちにもなじみ、幾多の苦労を経ながらも私たちの夢は、少しずつ、着実に形になっていったのです。数年後には、さらに（ペンションを）増築し、子供たちを地元に呼び寄せて、家族そろって一緒にペンションをやっていこうということも話し合っていました。そして、将来は、子供たちに家業を譲り、私たち夫婦はアパートを立て、老後の生活をして行く計画も考えていたのです。（甲C5第3号証原告石上重幸陳述書2頁）
- ・ 双葉の自宅には広い庭があり、植木や花、盆栽を育てたり、家庭菜園を作っておりました。毎年庭師に来てもらい剪定や手入れをしてもらい、父の自慢の庭だったのです。父母は、自宅の窓辺（縁側）から庭や盆栽を眺めるのを日常の楽しみにしていました（甲C13第1号証原告白岩寿夫陳述書6頁）
- ・ 先祖代々から何年も続いた家であり、それを私たち夫婦が苦労して新しい家に建て替え、そのようにして長年住み続けてきた愛着のある家であり、土地なのです。先祖のお墓も近くにありましたから、しばしば墓参りや供養ができました（甲C13第2号証原告白岩美穂子陳述書4頁）

## (2) 伝統文化

- ・ 私は、相馬の伝統行事である野馬追に参加することを楽しみにしておりました。父の代からの趣味であり、甲冑を身にまとい、馬に乗って、父子2人で毎年の行事になっていました。（甲C13第1号証原告白岩寿夫陳述書6頁）
- ・ 正月になると、7月には武士になる。こういう気構えです。武士になるということは、一千有余年の相馬野馬追の伝統文化を守ると

いうことの使命感であります。私は、そのことが誇りに感じております。私にとって、野馬追は人生のすべてであります。（原審における原告武藤康広本人調書7頁）

- ・ 私は、地域の神社で、氏子総代などをしておりました。春、秋のお祭り、節分、正月などの神社の儀式や双葉のだるま市などの出店など月1回くらいの行事がありました（甲C9第3号証原告小川貴永陳述書9頁）
- ・ 双葉町では、地区の盆踊りや、行政区ごとにも盆踊りがあり、8月15日には町の旧道沿いを南と北からいろんな行政区ごとに踊って企業も交えて盛大な盆踊りがあった。また、だるま市や新山秋市や夏に海でイベントなども毎年行われていた。運動会も、町を挙げて行政区ごとの対抗の運動会があり、運動会のためによく練習をするくらい団結してまとまっていた（原審における原告伊澤節子本人調書7頁）。

### （3）職業 特に農業、牧畜業の継続性

- ・ 新野家は双葉町で8代続く農家で、妻の両親も農業を営み、所有する田畠で、稻作の他、大根、白菜、ほうれん草などの野菜も栽培していました。そのため、私達家族は、米や野菜については、ほとんど他から買うことはありませんでした。水が良いためか、双葉町で取れる農産物の多くはとてもできが良く、特に義父母が作っていた米はとてもおいしく、私はいまだに、双葉産の米以上においしい米を食べたことがありません（甲C27第1号証原告新野亥一陳述書9頁）
- ・ 高校卒業以来、私は父と一緒に農家の仕事に専念し、様々な物を作っていました。自宅の周囲に農地が広がっており、稻作用の土地が約400アール、ハウス栽培が約40アールでした。その他に、

広大な山林もあります（甲C17第1号証原告渡部一美陳述書2頁）。

- ・ 原告渡部一美、原告渡部ヒロ子夫婦（以下、「原告渡部一美ら」という。）は専業農家であるが、5代続く農家であり、「うまい米」を作るため、牛の厩肥を使ったり、減農薬による農法を採用したり、様々な工夫を行っていた。原告渡部一美ら原告一美らは、牛の肥育と繁殖も行っていたが、これは、原告渡部一美の父、渡辺一が1961（昭和36）年から和牛の肥育をはじめ、苦労を重ねながら評判の肉牛を育てるようになった。さらに、徐々に繁殖も行うようになり、JAを通じて販路に乗せていました（甲C17第3号証原告渡部一美陳述書3頁、4頁）。
- ・ 原告渡部一美らは、長男の良一夫婦とともに牛の面倒を見ており（原審における原告渡部一美本人調書9頁）、牛の爪を削る削蹄士の資格を取得したり、人工授精の資格を良一が取得したりして、牛の繁殖も工夫をしており、子牛の品評会、成牛の品評会では、毎回のように賞を受賞するほどの牛を育てることができていた（同調書11頁）。
- ・ 私たちは、長男家族に農家を継がせるつもりでいました。長男は時々土建屋の手伝いなどもしておりましたが、基本的には私たちと一緒に農作業をしておりました（甲C17第3号証原告渡部一美陳述書9頁）。

#### （4）地元へのUターン

- ・ 地元の高校を卒業した後、横浜市にある短大に進学し、2年間、横浜市で一人暮らしをしました。短大卒業前に、実は神奈川県内の会社での就職が内定していたのですが、両親から、長女だから戻ってきて欲しいといわれ、卒業後、双葉町に戻ってきました（甲C4

第3号証原告伊澤節子陳述書2頁)

- ・ (双葉町出身で東京に進学した夫も) 大学卒業後はしばらく仙台の動物病院に勤務していたそうですが、父親が体調を崩したのを機に双葉町に戻り、父親の経営する動物病院に勤務していました(甲C4第3号証原告伊澤節子陳述書2頁)
- ・ 高校を卒業するまで双葉町で過ごし、北海道の大学に進学、卒業後は東京の建設会社に就職しました。母が他界し、父が高齢になつたのと、自身が長男であることから、35歳のころ、上記建設会社を退職し、Uターンして双葉町の農事組合に就職しました(甲C9第3号証原告小川貴永陳述書1頁)

### 第3 双葉町の現状（現地進行協議の結果から）

双葉町の現状については、一審原告ら控訴審準備書面(9)の第1章で詳述したとおりであるが、ここでは、2019（令和元）年6月13日に実施された現地進行協議の結果に基づいて主張を補足する。

#### 1 現地進行協議の概要

##### (1) 双葉町役場屋上

双葉郡双葉町大字新山字前沖28番地所在の双葉町役場屋上から、南東方向に広がる中間貯蔵施設建設予定を見聞した。

大熊町から双葉町にかけての国道6号線から東側の一帯は中間貯蔵施設予定地（予定地全体16平方キロメートル、双葉町側5平方キロメートル、大熊町側11平方キロメートル）とされ、その北端に双葉町役場が位置する関係にある。

なお、双葉町の総面積は、51平方キロメートルであり、その10分の1が中間貯蔵施設予定とされ、今後、2020年度までに最大1、

250万立方メートルの汚染土壌が運び込まれる予定となっている。

## (2) 中間貯蔵施設見地予定地内

中間貯蔵施設予定地内である双葉町大字郡山において、双葉第2工区として整備されている受入、分別施設を通り、土壌貯蔵施設、進出推処理施設建設地を経由して、大字郡山字五番1番12に所在する橋本靖治氏の実家を見聞した。

中間貯蔵施設予定地である大字郡山は、本件事故前には約150世帯、約460人が居住しており、300年以上続く旧家名家が多い地区であった。特に正八幡神社境内に建立された東日本大震災復興祈念碑には、「原発事故により故郷に足を踏み入れる事すらかなわず、長きにわたってこの地を離れることになるが、先人がこの地への一歩を記し、心のよりどころとして」と銘記されており、本件原発事故により存在していた地域社会が丸ごと失われた事実が確認された。

中間貯蔵施設建設予定地内では、現在、国（環境省）による土地の取得（利用権の取得）が進められているが、これまでに全体の7割程度の取得が済んでいる。

自身も自宅の土地建物を売却した指示説明者である橋本靖治氏によれば、先祖代々受け継いでいる土地であるから、苦渋の選択をしている。自分が犠牲にならないと双葉の復興、福島の復興、もしくは日本の復興が進まないのであれば、自分が犠牲にならなければならぬという説明がなされた。

## (3) 初發神社からJR双葉駅周辺

### ア 初發神社の改築工事

初發神社は、別名妙見大明神と呼ばれる神社であり、一審原告小川貴永が氏子総代を務める神社である。本件事故による避難に伴つて、宮司はご神体とともにいわき市内に避難したままである。

原告小川貴永から、2020年春に予定されているJR常磐線の双葉駅の営業再開に向けて、初發神社本殿の改修工事が進められていることが明らかにされた。改修工事に際しては、屋根と彫刻は外して、表面を削って除染することになったが、柱と壁は木目に入った放射能を除染しきれないため、新築で作り直す計画で工事が進められていること、さらに、双葉町の伝統文化の一つとして初發神社を残すために改修工事を行っているが、だるま市や12年に一度の遷宮祭などを元の状態に戻すのは難しいとの説明がなされた。

#### イ 旧陸前浜街道

駅東側の旧道沿い商店街には、本件事故前、生鮮食品店、雑貨店、飲食店、理髪店、金融機関、郵便局、医療機関等中小の店舗等が立ち並んでいたが、本件事故後、9割以上の方は解体を選んでいて解体作業が進んでいる。

なお、双葉町内で、2019年6月末日までに、環境省福島環境事務所に解体の申請があった建物は728件であり、うち396件の建物の解体が完了している（甲A第837号証）。指示説明者の橋本靖治氏によれば、解体後の土地の利用計画は決まっておらず、結局、再建、帰還の見通しがないまま建物の解体を余儀なくされているとのことである。

#### ウ JR 双葉駅周辺

双葉町では、特定復興再生拠点区域復興再生計画を策定し、JR常磐線の東側を「まちなか再生ゾーン」、西側を「新市街地ゾーン」に指定して、復興再生事業を進めている。JR双葉駅は、2020年4月のJR常磐線開通に向けて線路の東西を結ぶ橋上駅舎の整備が進められ、駅西側では住宅団地の造成が計画されるなど開発が進められている。指示説明者である橋本靖治氏からは、復興再生計

画自体、事故前の双葉町の生活状況や商業の状況を元通りにする計画ではなく、まったく新しい双葉町をつくる計画であること、その中でも初發神社のような古き良き施設、古き良き風景はところどころに残しながらも、全く新しいまちづくりをしなければいけないと計画していることが説明された。

## 2 双葉町の特定復興再生拠点区域復興再生計画

### (1) 住民の帰還の意向

一審原告ら控訴審準備書面(9)第1章第5の4で詳述したが、2017年度、2018年度の住民意向調査の結果によれば、住民の帰還の意向は全体の11%程度となっており漸減傾向が続いている。また、帰還の意向を示した人を母数として、帰還の時期を尋ねた設問に対しては、解除後1年以内が29.8%、3年以内が11.2%であり、しばらく様子を見たいが35.4%となっており早期の帰還を望む人は全体の3%程度となっている。

特に、「特定復興再生拠点区域復興再生計画」が策定された2017年度調査以降、「しばらく様子を見たい」が最大数を占めるようになっており、避難指示が解除の具体的な目途が見えたことにより、医療介護福祉施設の整備、住宅確保への支援策、商業施設の再開、提供される行政サービス等帰還に向けた条件整備がどれだけ進むのか、その様子を見たいと考える人達が増えているのである。

### (2) 特定復興再生拠点区域復興再生計画の居住人口目標

復興再生拠点区域再生計画では避難指示解除から5年後の居住人口目標は2,000人とされている（甲A第795号証添付資料右下参照）。指示説明者橋本靖治氏からも、「現時点で、荒廃している建物はそのままだし、更地にした建物もある。そのため、元通りにすると

いうのは、町の計画としてはない。まったく新しい街つくりをしなければいけない。」（甲A第795号証77頁）、2,000人という目標は、事故前の住民だけでなく、新たに双葉町に居住する人々を含む居住人口目標となっているのである。

**(3) 特定復興再生拠点区域外については見通しが立たないこと**

特定復興再生拠点区域の中は避難指示が解除され、人が居住できるようになるが、区域外についてはいまだ除染の計画すら立っておらず、将来の見通しが立てられる状態にはない。橋本氏も「自分はいつ戻れるのか、自分の家は帰還困難区域にあるけど、いつ戻れるんだ。戻れないんだった解体してしまって、避難先で新しい家を再建してしまう」という考えもある。5年後10年後ですら明確なビジョンが示されていない。さらに30年後といわれると、帰還困難区域や中間貯蔵施設建設予定地のエリアがどう復旧するかがわからない。原状に復すと言われているが、ここも含めてどういう町になるのかということを、町としても言い切れない。」と語っているところである（甲A第795号証77頁）。

**(4) 復興再生計画は新たな町の形成を目指していること**

橋本氏は、「これくらいの住民が戻るだろうということでここを整備するのだが、これが見込み通りに行くのか、帰還が見込み通りにいくか、また、新しく移住してくる廃炉作業、除染、復旧作業に携わる作業員の方にもここに住んでいただきたいと思っている。古くから住んでいる町民と新住民の方と新しい街が形成されると思っている」

（甲A第795号証78頁）と語っている。

双葉町の特定復興再生拠点区域復興再生計画自体、帰還する住民と再生拠点計画の新産業創出ゾーン、農業再生ゾーンなどであらたな事業に関わる人達など新たに双葉町に入ってくる人たちとが居住する

新たな街を形成していく計画となっているのである。

## 第3章 大熊町

### 第1 震災前の大熊町の状況

#### 1 大熊町の沿革

- (1) 大熊町は、福島県の浜通りのほぼ中央、双葉郡の中央部に位置している。

1889（明治12）年の明治町村制施行時に、旧熊、熊川、夫沢、小良浜、小入野の各村が合併して熊町村が、旧大川原、野上、下野上の各村が合併して大野村が発足した。昭和の町村合併に伴い1954（昭和29）年11月1日、大野村と熊町村が合併し大熊町が誕生した。

- (2) 現在の大熊町域内からは、縄文時代の太平遺跡が発掘されており、縄文期から人が定住してきた。鎌倉時代から南北朝時代にかけて双葉郡北部一帯を支配した標葉氏の支配に服し、戦国時代に入り、標葉氏が相馬氏に滅ぼされた後は、現在の双葉町一帯とともに相馬藩領内七郷のうち、南標葉郷（みなみしねはごう）陣屋の支配下に属していた。

標葉郡（相馬氏の領土）と檜葉郡（岩城氏の領土）の境が、現在の富岡町夜の森であり、戦国時代後半以降、大熊町域は、相馬氏が岩城氏の前線地帯となっており、徳川幕藩体制の下では、元和年間以降は陸前浜街道の熊駅に関門が置かれていた。

- (3) 旧大野村と熊町村が合併し大熊町が誕生した1954（昭和29）年頃は、おもな産業は稲作であった。人口は、合併により大熊町が誕生した1954（昭和29）年の人口は、8,815人であったが、町の人口は徐々に減少し、1960（昭和40）年10月1日当時7,629人まで減少していたが、1967（昭和42）年、福島第一原発の立地を契機として、産業構造が大きく変化し、人口も増加に転じ、1990（平成2）年には10,000人を超える、本件事故が発生時

には 11,000 人前後で推移していた。(甲 A 第 164 号証 31 頁参照)

1965(昭和 40) 年の大熊町民の産業別就業人口は、第一次産業 63.99%、第二次産業 24.36%、第三次産業 11.66% であり、合併後も農業を中心に第一次産業を基幹産業とする自治体であった。

1967(昭和 42) 年の福島第一原子力発電所の立地以降、産業構造が大きく変化し、1975 年には第三次産業が第一次産業を逆転し、2005(平成 17) 年には、第一次産業 9.0%、第二次産業 31.0%、第三次産業 60.0%となっていた。

## 2 大熊町の特徴

(1) 大熊町町内には、JR 常磐線と国道 6 号が平行しながら町の中心部を南北に縦断し、南は富岡町、北は双葉町に接している。

1 年を通じて比較的温暖な気候で冬の積雪もほとんどない。地形は、西側の阿武隈高地が連なり町内の最高地点は海拔 676m、東は太平洋に面している。太平洋岸の海岸線は海岸崖が連なる自然豊かな地域である。

(2) 大熊町では、霜害と水稻結実期の長雨が長い間地域農業の問題とされてきたが、近縁では、日照時間の長さや水はけのよい土壌を生かして栽培される梨やキウイが特産品となってきた。

また、海岸崖が連なり漁港に適さないことから、町振興公社が、1995(平成 7) 年、ヒラメ養殖施設を設置し、栽培漁業が推進されてきた。

また、町名の由来となっている熊川には、秋にはサケが遡上し、サケ漁も盛んに行われていた。

(3) 大熊町でも豊かな自然とのつながりの中で四季折々の人々が暮らし、その営みが古くから受け継がれてきた

そのことは、町勢要覧（甲A第811号証）においても「自然の雄大さ莊厳さ」「命の力強さを感じる」ことができる町であるとされ、ふくしま緑の百景に選定されたレクリエーションスポーツ施設の中央台生活環境保全林、緑の中でパークゴルフなどがプレーできる健康増進施設、紅葉の美しい野上川渓谷、アルカリ性単純温泉の玉の湯、熊川河口付近の海岸線には熊川海水浴場が設けられている。

毎年4月29日には、町内の日隱山の山開きが行われ、数百名が登山を楽しみ、海の日の前日の日曜日には、熊川海水浴場の海開きが行われ、たくさん的人が海岸に繰り出すのが恒例となっていた。

(4) 大熊町に伝わる伝統文化芸能の主なものは以下の通りである

ア 相馬野馬追標葉郷

本書面第1章第1の2の(4)のアで説明したとおりである

イ 熊川稚児鹿舞（8月26日）

町内熊川字宮ノ上の諏訪神社に伝わる鹿舞（ししまい）である。

諏訪神社は、熊川の鎮守とされ、昔は夏祭りの本祭りである27日と、その前夜の「オヨゴモリ」に諏訪神社の氏子の中の長男によって奉納されていた。現在は新暦8月26日に行われている。かつて、熊川が凶作と疫病に襲われたとき神社に鹿舞を奉納し、村の再建を図ったのが起源となっているとされている。

ウ 長者ヶ原じんがら念佛踊り（8月14日）

町内長者原の塞神社で、毎年8月14日に催される盆踊り大会後、舞いが披露される。「ジャンガラ」とは打ち鳴らす鉦の音から呼ばれるようになったとされ、幕末期に相馬常福寺の住職によってこの地に伝えられたとされている。

## 第2 つながり、かかわり、持続性

### 1 人と人のつながり

- ・ 長年この地に住んでいることもあり、地域の行事や各種の大会にも参加していました。地元の消防団にも加わり、活動するなど、地域に根差した生活をしていました。1月は稲穂付け、2月は野焼き、3月は用水路のほりあげ、6月は早苗ぶり、7月は夏祭りの準備や県民スポーツ大会の選手選考や練習、8月には県民スポーツ大会や夏祭り、9月には双葉郡体育大会選手選考や練習、10月双葉郡体育大会の町代表として活躍していました。又消防のポンプ撤去の訓練競技、12月には松飾りの作成などしていました。このような地域の方との交流は、私たちにとって、生活の一部でした（甲C57第1号証原告広島康浩陳述書2～3頁）。
- ・ 自分の住んでいた部落である熊川地区の役員をやっていました。以前に班長もやりましたが、その任期を終えて、単身赴任前は、体育委員をやっていました。地元の部落では、パークゴルフやソフトボール、バレーボールの大会が年に1回開かれていました（甲C47第1号証原告増子芳文陳述書3頁）。
- ・ 妻は婦人消防委員を務めており、定期的に集まって消火方法の勉強をしていました（甲C47第1号証原告増子芳文陳述書3頁）。
- ・ 部落では、毎年6月に「クリーン作戦」という川の草刈りやく全体の掃除をする取り組みがあり、みんなで協力して作業をしていました（甲C47第1号証原告増子芳文陳述書4頁）】

### 2 人と自然のかかわり

- ・ 釣りがもっぱらの趣味で、岸釣りには週1回、船釣りも年5～6回

の頻度で行っていました。釣りに行くときはほぼ長男と一緒に行きますが、会社の釣りクラブにも入っていたので、その人達と行くこともありました。……釣る魚は、クロダイ、ヒラメ、カレイ、アイナメ、スズキといった魚です。また、川釣りをすることもあり、その場合はアユを釣っていました。釣った魚は、私がさばいて家族やみんなにふるまっていました（甲C47第1号証原告増子芳文陳述書2～3頁）

- ・ 義理の兄の土地を借りて、家庭菜園もやっておりました。ジャガイモや大根を作り、主に自分の家で消費していましたが、会社の人や友達にあげたりもしていました。そのように、知人に野菜を配ると、タケノコになったりスイカになったりして戻ってきました（甲C47第1号証原告増子芳文陳述書3頁）

### 3 つながりとかかわりの持続性

- ・ 地元でもっとも有名なお祭りとして、熊川稚児鹿舞があります。この鹿舞は諏訪神社氏子の8～14歳くらいまでの長男4名で鹿役を行います。ほかに猿の面をつけた野猿役1名で構成され、笛、太鼓、唄に合わせ舞われます。かつて、熊川の地区が凶作と流行り病に襲われて、これに苦しんだ人々が、氏神の諏訪神社に鹿舞を奉納し、村を立て直そうとしたのが始まりとされています。4匹の鹿と子どもが舞うところに特徴があります。このお祭りは、町の指定民俗無形文化財になっております（甲C47第1号証原告増子芳文陳述書4頁）。
- ・ 私は、父から譲り受けた土地に平成10年に自宅を建て替えました。建て替え前も家族で子の土地に住んでいましたが、新しく建てた家は、木造2階建てで、延べ床面積271.52m<sup>2</sup>、居間もいれて部屋は12室ほどある広々とした家で、家族全員がゆったり暮らしていました（甲C57第1号証原告広島康浩陳述書2頁）

- 農業についても、会社の仕事とは別に、先祖から受け継いだ土地を利用し、毎年、米を作っていました。中でも、父と低農薬で有機肥料を心掛け一反あたり、10俵を常に収穫できていました。兄妹や親せきにもその米を配り、「おいしい」と言ってもらえるのが本当に楽しみでした。（甲C57第1号証原告広島康浩陳述書3頁）
- 次男は幼いころから農業に非常に興味を持ち、キノコの栽培などをしていました。将来は、大熊の先祖代々の地で農業をやりたいという夢を持っていました（甲C57第1号証原告広島康浩陳述書4頁）

### **第3 大熊町の現状**

大熊町の現状については、一審原告ら控訴審準備書面(9)の第2章で詳述したとおりである。その後の状況について補充して述べる。

#### **1 中間貯蔵施設の整備**

本書面第2章第2の1で述べた通り、大熊町から双葉町にかけての国道6号線から東側の一帯に中間貯蔵施設の整備が進められている。

#### **2 復興再生拠点区域**

2019（平成31）年4月10日、避難指示が解除された大川原地区に町が整備を進めてきた復興公営住宅に、2019年8月1日現在、43世帯が入居しており（甲A第838号証），県が整備を進めている再生賃貸住宅が2019年10月に完成する予定である。

#### **3 町内の建物の解体**

大熊内で、2019年6月末日までに、環境省福島環境事務所に解体の申請があった建物は961件であり、うち567件につき建物の解体が完了している（甲A第837号証）。

## 第4章 富岡町

### 第1 震災前の富岡町の状況

一審原告ら控訴審準備書面(9)で詳述した通りである。

### 第2 富岡町の現状

#### 1 中央商店街の現状（甲 A795・41～53頁、甲 A796・66～86頁）

富岡町の中央商店街は、約1キロメートルにわたる商店街で、飲食店、薬局、雑貨店、金融機関、学習塾など多種多様な店舗が立ち並び、町民の日常の買い物等は、この商店街で足りていた。また、町外のから買い物客もかなり来ていた。

本件原発事故前は、毎年8月には盆踊大会や夏祭り、毎年11月中旬ころには「えびす講まつり」「えびす講市」が催され、道路両側に露天が並んで賑わっていた。

ところが、本件原発事故後、避難指示解除後2年以上経過しても、店舗の建物が取り壊されて更地になったり（「ステップワン」「子供服のコアラクラブ」「稻元新聞店」など）、建物の看板が外されたり消されたり（「東北大進学会」「東邦銀行」など）、建物や看板は残っていても閉鎖していたり（「ほたて最中」「ビューティーサロンふかや」「ホンダ」「カテキョー学院」「相双信用組合」「くすりの松屋薬局」「福島銀行」など）、店舗は開いていても復興工事関連の企業が間借りしていたり（「東建工業」）という状況で、およそ商店街としての機能を失ってしまった。

中央商店街の周辺をみても、公共施設や金融機関はいくつか再開しているが、日常生活の買い物に必要な商店はほとんど再開していない。

なお、現在の「さくらモールとみおか」は、もともとはショッピングセンター「トムトム」であったが、避難指示解除に当たって、町が施設を買い取って、ダイユーエイト、ヨークベニマル、ツルハドラッグなど

に出店を依頼し開店した。平日の昼頃は、原発作業員の昼食用に賑わっているが、開店時間が午前 11 時のため朝の買い物ができないなど、帰還した住民にとっては不便な施設となっている。

## 2 夜ノ森地区の現状（甲 A795・54～60 頁、甲 A796・87～97 頁）

### (1) 帰還困難区域との境界

この地域では、住宅街の真ん中に帰還困難区域の境界線が引かれており、住民は理不尽と感じている。

そして、富岡町の住民（石田孝明氏）によると、避難指示が解除された夜ノ森地域で、帰還した住民はいない。今後、帰還する住民がいるとしても、それは高齢者であって、子育て世代が戻ることは考えられない。再開した富岡町役場の職員についても、夜ノ森地域に帰還して通勤しているのではなく、以前支所があった郡山市内から通勤している者が多い。

また、本件原発事故前、この地域の商業施設は、ヨークベニマル、リフレ富岡という温泉施設であったが、これらは帰還困難区域内に存在したため、この地域の住民は、たとえ帰還しても、本件原発事故前のようにこれら商業施設を利用することはできない（控訴審準備書面(9)51 頁も参照）。

この地域は、「特定復興再生拠点」に指定されており、帰還困難区域側は、「人と桜の共生ゾーン」「農地活用ゾーン」とされているが、住民らは、帰還や復興は諦めている。そして、これら復興ゾーンから漏れている地域の住民は、「置いて行かってしまった」との感想を持っている。

### (2) 桜祭り

夜ノ森地域の桜は、明治 33 年にソメイヨシノ 300 本が植えられ

たのが始まりとされ、明治43年に、更に1000本が植えられ、現在は、2000本以上が植えられている（控訴審準備書面(9)31～32頁参照）。

本件原発事故前、帰還困難地域の中にある夜ノ森公園をメイン会場として、毎春、夜ノ森のさくら祭りが開催され、約15万人の花見客で賑わっていた。さくら祭りでは、よさこい踊りや、夜のライトアップなども催され、テレビでも放映されていた。富岡町は、町の木として桜を指定しており、富岡町民にとって、さくら祭りは、町をあげての一大イベントであった（控訴審準備書面(9)31～32頁も参照）。

ところが、本件原発事故後、さくら祭りは6年間中止され、2017年からようやく再開された、初日には約1200人が訪れた（控訴審準備書面(9)42頁も参照）。

再開されたとしても、全長2.2キロメートルの桜並木のうち1.9キロメートル部分は依然として帰還困難区域の中にあるため、すべての桜を観ることはできない。メイン会場も、夜ノ森公園ではなく、富岡第二中学校内に設置された。一時的にバスで帰還困難区域内に入つて桜を観ることはできたが、住宅など手つかずの状態であつて、アンバランスな光景となっていた。

### (3) 夜ノ森駅のツツジ

本件原発事故前、夜ノ森駅構内には、約6000株のツツジが植えられており、全国花いっぱい「花と緑の駅」コンクールで日本一になったり、JR特急が社内アナウンスでツツジをアナウンスしたり、全国から写真を撮るために人が集まってきたりしていた。

ところが、本件原発事故後、土壤やツツジそのものから1キロ当たり数万ベクレルが検出されたため、2016年に、ツツジはすべて伐採されてしまった（控訴審準備書面(9)42頁も参照）。

### 3 帰還者の属性（渡邊智子本人調書 1～4 頁）

富岡町からの避難者である原告渡邊智子によると、富岡町の岩井戸地区では、本件原発事故前に 6 4 世帯あったものが、本件原発事故後（避難指示解除後）、4～5 世帯しか戻っていない。その戻った世帯も、50 代から 70 代の高齢者であって、子どもは一人も戻っていないし、完全に戻ったのではなく週末のみ戻っている世帯が半数近くである（完全に戻った世帯は 2 世帯のみ）。そして、今後も、高齢者は戻る可能性があるが、子育て世帯が戻ることは考え難い。

これら岩井戸の状態（戻ったとしても高齢者ばかり）は、富岡町全体にも該当する（控訴審準備書面(9) 4 1～4 2 頁、4 8～4 9 頁も参照）。

また、富岡町内には、新しいアパートが建てられているが、元の住民が生活しているのではなく、原発作業員が生活しているに過ぎない。原発作業員は、単身者が多いので、仕事が終われば引っ越してしまっため、新しく富岡町をつくる担い手になることは期待できない。

## 第5章 浪江町

### 第1 本件事故前の浪江町の状況

本項（第1）では、本件事故前の浪江町の住民が生活していた地域の状況について述べる。なお、本第4章において引用する陳述書や本人尋問調書は、浪江町に居住していた一審原告のものである。

#### 1 人と人とのつながり

本件事故前、浪江町では、親戚や近隣住民など、多様な人々が密接なコミュニティを作り、住民はその中で生活していた。

##### (1) 家族とのつながり

一審原告らは、浪江町において、配偶者、子ども、孫、親、祖父母、ペットとともにひとつ屋根の下で生活してきた。

また、一緒に生活していなくても、同じ敷地内であるとか、近いところに家族で生活していたことが多かった。こういう場合は、食事を一緒にとり、そのときにその日の話を交流するなどして、密接なコミュニケーションをとっていたことも多かった。

これは、故郷の住民の多くが、家族との生活を大切に考え、家族で助け合って生活するという思いを強く持っていたからである。

家族が身近にいるために、互いに家族のメンバーの成長を楽しみながら生活しており、また、いつでも助け合えるという安心した故郷での生活を送ることができていた。

「長男も、1997年、私たちの自宅に隣接して宅地と住宅を購入し、そこで暮らしていました。ですから、何かあったらいつでも来てもらえる安心感もありました。（甲C51-1 9頁）」

「長男夫婦には、1995年生まれの女の子（雅弓）と1997年生まれの男の子（誠也）がいます。孫の雅弓と誠也は、毎日のように私たちの自宅に遊びに来ていました。長男の自宅は、私たちの自宅の隣

にあるため、いつでも行き来することができたのです。(甲C51-1  
10頁)」

(ほかにも、甲C56-1・3頁など)

## (2) 親戚とのつながり

浪江町では、親戚は同じ地域に集中して生活していることが多く、一審原告らは、「本家」「分家」など、親戚とのつながりを日常的に非常に大事にして生活してきた。

「曾祖父の代から、浪江で生活していましたので、親戚は町中にいました。生まれて以来、75年も浪江で生活してきたので友人もたくさんできました。」「仕事を通じて知り合った人も大勢でした。(甲C20-1・3頁)」

そして、このように親戚との日常的なつながりがあり、特に、盆暮れ正月には、親戚が一堂に会して交流を行うため、自宅は多くの親戚が集まれるよう広い部屋を作るということも普通であった。

「夏には我が家には大勢の客が来るのが常でした。妻の兄弟は殆ど東京で生活していましたので、夏になると我家を訪れて、浪江の海、山、川を楽しんでいました。

兄弟が友人を連れてきて、その友人が自分の友人を連れてきたりして、20人位の人が来るのが常でした。(甲C20-1・3頁)」

「私と妻には、合わせて8人の孫がいますので、原発事故前は、夏休みや正月休みに、孫たちが浪江町へ遊びに来っていました。浪江の自宅は広かったので、孫たちは自由に飛び回っていました。妻が作ったご飯を食べさせたり、庭に植えてある果樹の実を取って食べさせたりして、孫たちの成長を見るのがとても楽しみでした。庭には花を植えていたので、花を摘んだり、写真を撮ったりして、孫たちは自然を楽しんでいました。しかし、原発事故は、孫達が避難先の

借家へ来たことは、一度しかありません。放射能が怖いので、なるべく来ないように言っていますし、もし来てもらっても、泊まるところはありません。(甲C24-1・7頁)

冠婚葬祭では、親戚や近隣住民が総出で手伝いを行っていた。

「前は各自宅で葬儀を行っていたので、みんな親戚の人とか隣組の人みんなで協力してやっていました。隣組の人は、料理全般と、あといろいろ役割があって、いろいろやっていましたけど。隣組が一番重要というか、いろいろ任せられてやっていました(一審原告千葉伴子本人調書5頁)」

親戚は血のつながりがあるため、近隣住民と比べても、さらに頼りやすく、親戚が近くにいることは、何かあったら助け合えるという安心して生活できるという環境を作っていた。

「夫の実家が代々、請戸の地で生活していたので多くの親戚が浪江で暮らしておりました。また、親族で工務店を経営していたこともあり、それぞれの家を建築するのを手伝ったり、お互いの関係は単なる近所の親戚というものではありませんでした。親戚であり、仕事仲間であり、友人でした。浪江で親族に囲まれて生活する環境は、何があっても必ず助け合えるという安心感に満たされていました(甲C56-1・3頁)。」

### (3) 近隣の住民や友人とのつながり

ア 浪江町では、近隣住民は隣組を作り、共同で生活していた。隣組や集落では、イベントを開催し、交流を深めるという努力が行われ、それにより共同体を維持されていた。

たとえば、浪江町の仲沢という集落では、本件事故前に近所の住人ととの付き合いが多く、「集会、春の芋煮会、あとは秋の焼肉会といいますかバーベキュー会(一審原告國分一雄調書22頁、23頁)」

などが毎年行われており、地域住民が神楽を奉納するなどして参加していたお祭りもあった（一審原告國分一雄調書22頁、23頁）。

「隣組の集まりが年末に1度は食事会を開いていました（甲C6-1・4頁）。」

また、子育てなどを通じた友人関係も濃密であった。

「（浪江での人間関係と事故後の人間関係は）同じような人間関係ではありません。浪江では、三代前ぐらいのご先祖時代からこのうちはこうなんだからって、だから悪さをしたらすぐおじいちゃんあれだからとかって、もう地域で子供たちを育てていたような関係でしたし、こちらではもう、これから的生活をどうしようっていうようなことばかり。（一審原告豊口澄子本人調書31頁、32頁）」

「車で5分ほどの距離にある「浪江子育てサロン」に大体、毎日通っていました。日によって参加者が異なるのですが、15人くらいから30人くらいの母子が集まつては、子どもは遊具などで遊び、母親は、おしゃべりに興するのが、ここでの過ごし方でした。クリスマスや雛祭りなどのイベントもあり、ママ友グループとの交際は短期間でしたが楽しいものでした。（甲C61-1・3頁）」

浪江で生まれ育った子供たちは、その友人関係は重要なつながりであった。

「長男は、生まれも育ちも請戸であり、学生時代の友人関係はもちろん、浪江での思い出は長男の宝物です。（甲56-1 3頁）」  
イ　おそらく分け（生活費代替機能）、助け合い（相互扶助・共助・福祉機能）

また、隣組に限らず、近隣住民や家族、親戚間で、農作物や自然

からとれた魚、山菜などをすそ分けしあい、近くまで来たら家によつて話をして、困りごとがあれば助け合うという環境があつた。

これは、余ったから配るというよりも、むしろ配るために余るようつける・採取するという文化であり、この日常的な互酬関係が、密接なコミュニティを形成していたのである。

「取れた野菜は自家で消費する外に、他所に配つたり、私が代表であった泉田川食堂に持つていつて、無償で営業用として提供したりしていました。」（甲C20-1 2頁）。

「近所の人を誘つてお茶を飲んだり、お互の家を行き来することが、とても楽しかつたです。こういった何気ない日常の楽しみは、失つてみて、はじめてその大切さがわかります（甲C24-1・10頁）。」

「我が家の食卓は、自家製野菜、山菜、茸などで豊かに彩られていました。余った分は親戚、友人に分けていました。（甲C61-1・3頁）」

#### （4）仕事を通じたつながり

一審原告らは、それぞれ地域において職業に就いていた。その職場でのコミュニティもまた、一審原告らにとって、浪江町での重要な人間関係であったことは言うまでもない。

また、自営業を営む一審原告らは、その事業の消費者の多くは地域の住民であるため、その事業を通じて地域住民とかかわっていた。

「夫の実家が代々、請戸の地で生活していたので多くの親族が浪江で暮らしておりました。また、親族で工務店を経営していたこともあり、それぞれの家を建築するのを手伝つたり、お互の関係は單なる近所の親戚というものではありませんでした。親戚であり、仕事仲間であり、友人でした。（甲C56-1・3頁）」

こうした関係を通じて、近隣住民はお互いのことを信頼し、頼りあえる関係性があった。

#### (5) 地域で担ってきた役割を通じたコミュニティ

ア 一審原告らは、浪江町のそれぞれ地域で様々な役割を担っていた。たとえば、行政区の区長や隣組の組長、氏子の代表、消防団などである。

行政区の区長や隣組の組長は、その業務の過程で多くの住民と会い、その悩みや要望などを聞く立場であり、地域住民にとってもなくてはならないものであった（行政代替機能）。

「行政区長を15年以上やっていましたので、幾世橋地区内の人々の殆どは知っています。（甲C20-1・3頁）

「私は、浪江町の行政区長を務めたり、商工部会長を務めたり、PTA会長を務めたり、地元の神社の氏子総代を務めたりして、地域のために、貢献してきました。（甲C24-1・1頁）」

「消防団は請戸地区の男性はほぼ全員が入団するものとされており、ハッピを来て、地域の防災、防犯パトロールをしたりしていました。（甲C44-1）」

また、地域の社寺や宗教行事は、浪江町においては、住民が参加する地域の重要な交流の機会であった。

例えば、神社や寺では毎年、祭りが開催されているため、氏子総代や氏子仲間は、祭りの設営などのために重要な役割を担っていた。

さらに、地区の子供会やスポーツ少年団、幼稚園、小学校、中学校、高校の役員、地区のバレーボールチームなど、浪江町には様々な団体があり、その団体を通じた交流も盛んであった。

#### イ 地域における役割と人格発達

このように、浪江町では、一審原告らは地域の中で、それぞれ何

らかの役割を担い、その役割を通じて故郷の住民との交流を深めてきた。

このことは、役割を担っていた一審原告らにとって、誇りでもあり、アイデンティティの一つでもあった（人格発達機能）。

「いろんな役職をしていて、周りの方から役員をやってくださいというふうに頼まれることが多かった。そこそこ信頼されてるんだろうなという、そういう感じで、大変ありがたく思っていました（原告佐々木一夫本人調書15頁）。」

#### (6) 趣味を通じたコミュニティ

上記以外にも、故郷での趣味を通じたコミュニティも活発であった。

「浪江町では、「パークゴルフ」というゲートボールに似た競技が流行っていて、毎週、私と妻（特に妻）は、「浪江マリンパーク」で、仲間と一緒に競技することを楽しみにしていました。近所の2組の夫婦と一緒に、よく近くの山へ登山に出かけたりしていました。毎年春になると、近所の方達と、花見を楽しんでいました。子供達が小さいときは、キャンプに出掛けたりしました。（甲C24-1・10頁）」

「浪江町や大熊町には、中学時代の同級生やゴルフ仲間など、大勢の友人、知人がおり、年中、こうした知人や友人たちと家族ぐるみで食事会や飲み会をしたり、ゴルフに行ったりしていました。ゴルフ場が近かったこともあり、毎月4回～5回は行っていました。（甲C51-1・13頁）」

「私はゴルフやゲートボールが好きなので、浪江にいるころは友人们がプレーを楽しんでいるところをふらりと訪れて混ぜてもらうということもよくあった。（甲C55-1・5頁）」

## (7) まとめ

### ア 密接なつながりによる安心した生活

以上の通り、一審原告らは浪江町において、密接な人間関係を営んでいた。

それは、互いの状況を自然に交流しあい、助け合うという関係性であった。その結果、一審原告ら住民は、浪江町で安心して生活することができていた。

「(浪江で生まれ育った夫は、浪江の人たちは) みんな気さくだから安心しろということが口癖でした。不安な毎日を感じることはありませんでした。(原告菅野美智子本人調書 12 頁)」

### イ 密接なつながりを作り上げる努力

このような関係性は、一朝一夕では作ることができない。各人の長期にわたる努力、日常的な交流を積み重ねて、ようやく、相互に助け合える関係性ができるのである。

長期にわたる日常的な交流の積み重ねで、いざというときには誰かが助けてくれるというふうな安心した生活を築けるようになつたのである。

## 2 人と自然とのかかわり

### (1) 自然の恵みの採取とおそそわけ

一審原告らが居住していた浪江町は、自然豊かな地域であった。

浪江町は、海に面しており、また、山もあり、川もある自然豊かな環境であり、自然豊かな景観を形作っていた。

浪江町の自然は、単なる景観ではない。これらの山々、川、海は、山菜、きのこ、魚介類の宝庫でもあった。

一審原告らは、日常的にこれらの山、川、海の自然の恵みを探り、

それが食卓に並んでいた。

「庭では、自分たちで食べるための野菜（ナス、キュウリ、ネギ等）を栽培するなど土地すべてを活用して生活していました。また、周囲は山や川、海の自然にも恵まれ、山菜やキノコ（松茸やいのはな）を探ったり、アユ釣りや海釣りをしたりして、子どものころから楽しんでいました。特に海釣りは大好きで、相馬沖で、タラやヒラメをつって食べていました。（甲C55-1・5頁）」

また、住民は、自然豊かな環境を生かし、農業や家庭菜園を行い、野菜や果物を育てる家庭が多くあった。

「庭には様々な樹木があ（る）」「庭の一部を5畝程の畠にして、ネギ、大根、ニンジン、サラダ菜、キューリ、トマト、ナス、吹き、ミョーガなどを作りました。庭の一部には竹林もあり筍も取れました。」（甲C20-1・2頁）

（そのほか、甲C51-1・11頁、甲C55-1・5頁など）

上述の通り、一審原告らは、これらの自然の恵みや水からが生産した農作物を自分たちだけで食べるのではなく、親戚や近隣住民におすそ分けしあうという生活をしており、一審原告らのうち、野菜や果物をほとんど購入したことがないという生活をしていた者も多く存在した（生活費代替機能、相互扶助・共助機能）。

## （2）自然の中での生活

一審原告らの故郷の自然は、生活の場でもあった。

たとえば、子どもの遊ぶ場所であった。

また、海は海水浴場として、山は登山の場としても、地域住民のいこいの場であった。

さらに、これらの自然とのかかわりは、故郷での生活に季節感をもたらしていた。

加えて、故郷の広い庭、故郷の自然を生かし、盆栽を育てたり、植栽をしたりして、庭仕事を楽しむ一審原告も多くいた。

「庭に家庭菜園の畑や花壇、バーベキュースペースを作ったり、物置を建てたりして、土地はすべて生活スペースとして利用していました。花もたくさん植えており、ツツジ、シャクナゲ、シンビジウムやモッコウバラ、藤棚などを作っていました（甲C81-1・6頁）。」

### (3) 自然と職業

#### ア 農業

農業が自然と深くかかわっていることは明らかであるが、第3項で詳述する。

#### イ 農業以外の自営業

##### (ア) 故郷における農業以外の自営業の意味

農業以外の自営業を営んでいた一審原告らもまた、故郷の自然環境を生かして商売をしていた人も多い。

そして、事業を続ける中で、取引先の需要などを聞いて、事業内容を変化させ、事業を拡大していった。

また、事業の消費者が故郷の住人であることも多く、故郷の住民とのコミュニティと密接に関わっていた。

##### (イ) 原告佐々木一夫の例

製材業をしていた原告佐々木一夫は、実家が代々製材業を営んでおり、故郷の山から木材を切り出して、売却していた（佐々木一夫調書2頁）。

原告佐々木一夫が営んでいた製材業では、昭和44、45年頃から、主にパレットという、倉庫業などで製品を積み上げて倉庫に移動して端積みしておく台を作りはじめた（佐々木一夫調書2

頁)。

これは、当初取引先からの需要を聞き、製材業で出ていた端材を使って作るようになった(佐々木一夫調書3頁)。その後、木材だけでなく、プラスチック、鉄などを使ったパレットを作るようになった(佐々木一夫調書3頁、4頁)。

このように、原告佐々木一夫は、故郷の自然を生かしつつ、消費者の需要に応えて、事業を変化させていったのである。

### 3 つながりとかかわりの持続性

#### (1) 自宅

##### ア 地域の一部としての自宅

自宅は、浪江町を含む故郷において、生活の基本である「住」そのものであり、生活の最も基本的な条件の一つである。

しかし、一審原告らの故郷においては、都会と異なり、自宅は「個人の家」に留まるものではなく、地域、コミュニティの一部という位置づけのものでもあった(除本証人尋問調書6頁)。

すなわち、故郷においては、自宅は、冠婚葬祭や様々な行事のときに、多くの親戚や近隣住民が集まる場であり、多くの人が集まれるように広い居間や客間があることが多い。

日常的にも、親戚や近隣住民が訪問することが多く、家に上がりつてお茶を飲み、何時間も話をするということが行われていた。

故郷においては、知らない人はおらず、自宅は地域の一部でもあったから、昼夜問わず、また、家に人がいるか否かを問わず、鍵をかけないことは自然であったし、自分の家でなくとも、勝手に上がり込んで待っているということも自然であった。

このように、自宅は地域の一部であり、地域住民との交流の場と

して重要なものであった。

「私たちは、庭でバーベキューをよくやりました。都会に嫁いだ娘たち家族が遊びに来たときはもちろんのこと、わざわざ仕事を早く終わらせてバーベキューをすることも珍しくありませんでした。号令をかけると大勢の親戚たちや友人たちが集まり、酒屋で大きな生ビールを買ってきてはみんなで飲みました。長男はねじりハチマキで張り切り、私の母親は豪傑でたくさん飲んだものでした（甲C51-1・12頁）。」

「妻は、浪江町の家族ぐるみの親友と、毎年、年に2回、子どもたちを連れて旅行したり、近所の友人たちを自宅に招待して飲み会を楽しんだりしていました（甲C51-1・12頁）。」

#### イ 思い入れのある自宅

##### (ア) 故郷の象徴としての自宅

自宅は、故郷の象徴の一つである。故郷は地域でもあるが、その地域の中で家族や親戚、友人と生活し、成長し、子育てをする、そのような場が自宅である。子供が成長し故郷を離れても、親にとっては、自宅は、正月や盆に子供たちを迎える場であり、子供たちにとっては、帰る場所である。

##### (イ) 代々継承される家としての「自宅」、努力の結晶である自宅

そして、故郷では、自宅の土地、建物が代々継承されてくることも普通であり、自宅の土地、建物は自らが育った場であり、先祖から借り受けた土地であり、そのため、自宅は、故郷での生活の象徴なのである。

また、自ら建てたり購入したりする自宅は、それまでの故郷での人生の努力の象徴であり、それだけに、住民にとって自宅は故郷の象徴的な存在である。

そのため、故郷の住民は、自宅に対して強い思い入れをもち、自宅をより良いものにするために、多大な努力を費やしてきた。

「自宅には色々とこだわりをもっていました。屋根に大きな丸桁を付けたり、自宅周辺にサザンカを植えたり、玄関を装飾したり、風呂をヒノキで作ったりして、自宅の内外を丁寧に手入れしてきました。(甲C24-1・7頁)」

「母屋の造りには、私たち夫婦のこだわりがたくさん込められています。お茶をたてられるようにと、数寄屋造りの和室を設け、いろいろも設置し、天井には秋田杉を使用しました。(甲C51-1・9頁、甲C51-2写真54など)」

「私たち夫婦は、この離れを使用してきました。主には、友人を招いてカラオケを楽しむ応接室兼娯楽室として使用していましたが、将来は、私たち夫婦が高齢になった暁には、母屋から移り住むつもりでいたのです。(甲C51-1・8頁)」

このように、自宅は地域の一部でもあり、各家族の努力や家の象徴であり、故郷の象徴であった。

## (2) 文化

### ア 浪江町の伝統文化

浪江町には、古くから伝わる伝統文化が継承されており、それを意識的に維持、復活をする取り組みが続けられてきていた。その主な担い手の一つが社寺であった。

そのほかにも、浪江町には地域の伝統的な祭りなどがあった。このようなもののなかには、地域の象徴ともいべき有名なお祭りもあった。

「請戸は、1年に1回安婆祭という大きなお祭りがある。船の人々は海の豊漁、農家の方は田んぼの豊作を祈念するお祭りである。

地域全体やっていました。御神輿が村じゅう回って歩いて、あと田植え踊りとか、神楽とかいろいろ神社に奉納して、それから紅白に分かれてたるみこしが船の人たちが紅白に分かれて1軒ずつ回って、それから海に出て、豊漁をお願いする、そのような行事です。田植え踊りなんかは、小学校4年、5年、6年の娘たちが地元の保存会の方に踊りを教わって、それで田植え踊りをやっていました。(一審原告千葉伴子調書11頁、12頁)。

#### イ 地域の行政区が主体となるお祭りやイベント

また、地域の行政区が主体で担われるお祭りなどもよく行われていた。

たとえば、地区の盆踊りや、運動会、花見などである。

「11軒で「隣組」を作っていて、公民館の清掃を当番でやったり、新年会を開いたりしていました。近所の神社・お寺のお祭りの前夜には、みんなで集まって、夜通し飲み明かす「夜ごもり」という行事もありました。(甲C24-1・10頁)」

これらは、地域の交流を深めるとともに、隣接ないし近接する地域間の交流を深めるものであった。

#### ウ 伝統文化保存の取り組み

このような伝統文化は、意識して保存しなければ維持することはできない。

一審原告ら住民は、保存会を作るなど、意識的にこのような伝統文化を維持する取り組みを行っていた(前述千葉伴子調書11頁、12頁)。

### (3) 生産（職業、特に農業）の場としての持続性

一審原告らの故郷は、生活の場だけでなく、生産、すなわち職業生活の場でもあった。

人は一日のうち大多数の時間を生産活動にあてているため、職業生活の場もまた一番原告らにとって極めて重要なものである。

#### ア 故郷における農業の意味

農業は、故郷の自然に働きかける営みである。

各農家は、所有している農地の特性、故郷の自然の気候を徐々に理解し、どのようにして農作物の生産量を挙げるかということの知識を蓄積していく。

また、どのような農作物が当該農地にとって適しているのかということや、市場の地域や内容、需要の内容などに照らして、当該農地でどういう農作物を作ることが最適かということを検討する。もちろん、どういう農作物を作りたいかということも重要な考慮要素である。

このようにして、実際に農作物を作り、当該農作物、当該農地にあった農法を研究し、また品種改良等も研究しつつ、それぞれの農家に独特の農業を確立し、さらに向上させてているのである。

農業はこのような過程を経るのであるから、当然、何年、何十年にもわたる努力が当該農地や農法には蓄積している。

この蓄積は、ある農家一代内部で行われるにとどまらず、次の代、また次の代へと引き継がれ、成果の蓄積は徐々に増えていくのである（長期継承性、固有性がある）。

このように、代々、農地や農法を改善させていくのであるから、農地は先祖代々の努力の結晶であり、農業従事者の農地への愛着は大きい。

故郷で農業を行っている一番原告らは、先祖代々、そして自分自身の努力や研究の成果、「おいしいと言ってもらいたい」という強い思いが農地や農業に詰まっているため、農地や農業に対して強い

思い入れを持っているのである。

そのため、故郷の農地、農業というのは、先祖代々引き継がれた、他では代替できない固有性ある農地、農業なのである。

「私の両親は、私が 10 歳になるころから、田んぼ作りを始めました。実家の開墾地の土はとても痩せた固い土で、上 3 人の娘たちは、両親と一緒に金属の棒のような道具で穴をあけて苗を植えたそうです。苗を植えてもすぐにお米が収穫できるようになるわけではなく、わずかなお米が収穫できるようになるまで何年もかかったと聞いています。三女の姉夫婦が中心になって実家の田畠で稻や野菜、果実、花々を栽培し、土ふるいや田植え、草取り、稻刈りなどの繁忙期には、兄弟姉妹が家族連れて一斉に実家に集まり手分けして農作業に従事していました。親族一同で力を合わせて収穫したお米や野菜は、とてもおいしかったです。(甲 C 8 1 - 4・5 頁、6 頁)」

#### イ 農業と地域との関わり

また、農業は、次の点でも地域と密接にかかわっている。

すなわち、農業は、農業用水・農道・広大な農地の維持・管理、収穫、田植えなど大変な作業を、ある農家だけで行っていたわけではなく、地域全体で協力し合い、行っていた。

農業用水、農道の清掃活動、整備等の管理や、農業用水を地域のどの農家がどういう順番で利用するかという「利水」の調整なども地域レベルで行われていた。

農業用水は、いざというときの消防用水になるからである。

田植えや収穫など、多大な労働力を要するが、他方で速やかに行わなければならない作業については、家族総出で、また、地域の農家が協力し合い、一つの農地に多くの労働力を投入して行っている。

た。

したがって、農業はその生産過程においても、地域と密接にかかわっていた。

(4) 故郷での生活は、一番原告らのアイデンティティとなっていたこと

こうして、故郷では、若い人もお年寄りも、それぞれが尊重され、居場所があったのである。これが、各人の自尊心を築き、人格を発達させてきた。

「病床に就いていない限りは、（故郷では）どんな年寄りでも自分の仕事を持つて居場所がありました。たとえば、低農薬の野菜を作つて家族に食べさせたり、ご近所さんに分けてあげたり、それから魚を取っている人は魚の選別に出たり、とてもお嫁さんよりずっと早く、それも自慢の種でしたし、子供たちが返ってくるまで孫を預かって居たり、あるいは夕食の支度をしてしたり、本当に、お給料にはならないかもしれないけど、存在価値があり、みんな誇りを持って働いていました。若い人も含めて、みんなが誇りを持って、自分のやるべきことがあった、居場所がありました（原告豊口澄子本人調書 6 頁）」

「（事故前の故郷での生活は）悩みとは全く無縁でした。生活の心配がないっていうことが、何よりもあります（原告豊口澄子本人調書 16 頁）」

## 第2 浪江町の現状

浪江町の現状に関しては、控訴審準備書面(9)で詳述したが、本項では、現地進行協議の結果（2019年6月13日実施。以下、たんに「現地進行協議」という）及び新しい証拠を踏まえて補足する。

## 1 現地進行協議の結果

### (1) 現地進行協議の概要

現地進行協議では、浪江駅前の状況に関し見聞した。

浪江駅前は、本件事故前は、浪江町の中心市街地であり、多数の飲食店などが軒を連ねていた。しかし、本件事故後、浪江町に避難指示が出されたことにより、浪江町は人の立ち入りが不可能となり、生活の場としての機能が喪失した。

### (2) 駅前の様子

浪江駅は、現在でも浪江駅と富岡駅の間は不通となっており、代行バスによる運行がなされている（甲A第795号証84頁）。

浪江駅前は、本件事故前は街路樹が植えられ、自然環境にも配慮した街の一角を担っていた。

しかし、現在では、街路樹は除去され、また、道路周辺の建物もほとんど解体され、閑散とした状況になっている。

そして、原審における検証（2016年9月実施）時は、建物の取り壊し作業が進められている途中であったが、まだ多くの建物が解体されずに残っていた。

しかし、現地進行協議時には、建物解体、更地化が進んでいる。

### (3) 駅前繁華街の状況

駅前の繁華街についても、建物の解体と更地化が進んでいる。

残された建物もあるが、改修されているものはほとんどなく、事故後放置された状況である。

スナック、美容院、理髪店、飲食店（縄のれん、大室や、大坊）、書店、ホテル、弁当店、建設業者、石材店などは営業再開しておらず、これらの需要が十分ないこと、再開に至る条件が満たされていないことがわかる。

#### (4) 営業再開した店舗

現在、営業再開をしている店舗は、郵便局、JA福島さくらと、一部の飲食店（4店舗程度）にすぎない。

郵便局は、もともとは集配局であったが、現在は郵便物の引き受けのみで、配達業務は行っておらず、配達業務は南相馬原町郵便局に委託されている（甲A第795号証91頁）。

JAについては、双葉郡の農協だけでは立ちいかないため、福島県内の5農協が合併して「JA福島さくら」になった。

同農協は営業再開をしているが、農産物の直売所は取り壊され、農協のみの営業となっている（同96頁）。

飲食店は昼間のみの営業であったり、夜間は予約だけの営業であったり、定期的な営業とは言い難い状況である。

#### (5) まとめ

このように、本件事故前は浪江町の中心市街地であった商店街が、現在でもほとんど営業再開がなされておらず、商店の数自体が激減している。

浪江町は、駅前に仮設商店街（まちなみマルシェ）が営業しているが、これも数店舗の仮設の商店にすぎず、本件事故前の浪江町の状況に戻ったと評価できるものではない。

## 2 浪江町の帰還者数について

#### (1) 浪江町に対する調査

一審原告らは、浪江町に対して人口動態などについて情報の公開を請求し（甲A812）、2019年7月8日、浪江町からその回答を得た（甲A813。以下、「浪江町回答」という）。

浪江町回答によると、浪江町の人口動態はイの通りである。

## (2) 浪江町の人口動態

### ア 住民登録者数

浪江町の住民基本台帳に登録している人数については、次の通り推移している。

年齢層	2011.3.11 時点	2017.3.31（避難指示解除）時点	2019.4 時点	2011 年 3 月人数—
				2019 年 4 月人数
0~19 歳	3353	2439	2113	1240
20~40 歳	4075	3132	2849	1226
41~65 歳	6211	5261	4955	1256
66 歳以上	4148	4359	4552	-404
総数	17787	15191	14469	3318

住民基本台帳に登録している人数については、2011年3月1日と比較すると、2019年4月時点では、3318人の減少となっている。

特に、0~19歳、20~40歳、41~45歳はいずれも、1250人程度の減少となっている。減少した人数の、2011年3月11日時点の人数に対する割合は、

0~19歳 36.9%

20~40歳 30%

41~65歳 20%

となっており、若年層及び青年層の減少の割合が特に高いが、41~65歳の割合も相当数ある。

甲 A 8 1 3 の 1 – 3 の表によると、2011年4月以降半年ごとの住民基本台帳登録者数の推移が記載されている。

1-3 2011年4月以降の半年ごとの住民基本台帳登録者数

年齢	2011. 4	2011. 10	2012. 4	2012. 10	2013. 4
0～19歳	3,222 人	3,036 人	2,955 人	2,938 人	2,904 人
20～40歳	3,976 人	3,732 人	3,653 人	3,639 人	3,599 人
41～65歳	6,092 人	5,984 人	5,982 人	5,981 人	5,883 人
66歳以上	4,039 人	3,869 人	6,860 人	3,878 人	3,932 人
合計	17,329 人	16,621 人	19,450 人	16,436 人	16,318 人

年齢	2013. 10	2014. 4	2014. 10	2015. 4	2015. 10
0～19歳	2,840 人	2,762 人	2,712 人	2,651 人	2,606 人
20～40歳	3,525 人	3,448 人	3,368 人	3,344 人	3,309 人
41～65歳	5,832 人	5,749 人	5,696 人	5,583 人	5,516 人
66歳以上	3,940 人	4,012 人	4,070 人	4,147 人	4,198 人
合計	16,137 人	15,971 人	15,846 人	15,725 人	15,629 人

年齢	2016. 4	2016. 10	2017. 4	2017. 10	2018. 4
0～19歳	2,536 人	2,507 人	2,438 人	2,349 人	2,307 人
20～40歳	3,253 人	3,215 人	3,133 人	3,057 人	2,974 人
41～65歳	5,420 人	5,359 人	5,259 人	5,198 人	5,121 人
66歳以上	4,261 人	4,313 人	4,361 人	4,403 人	4,445 人
合計	15,470 人	15,394 人	15,191 人	15,007 人	14,847 人

年齢	2018. 10	2019. 4
0～19歳	2,231 人	2,113 人
20～40歳	2,929 人	2,849 人
41～65歳	5,059 人	4,955 人
66歳以上	4,522 人	4,552 人
合計	14,741 人	14,469 人

※2012. 7. 9の住民基本台帳法改正前につき外国人を除く

ここでは、0～19歳、20～40歳、41～45歳はいずれも減少傾向が続いているが、2019年4月の時点で、いまだ減少傾向に歯止めがかかっていない。そのため、今後も、減少が続くことが見込まれる。

甲A813の1-4、1-6の表によると、これは、転出者の歯止めがかからず、他方で、転入者数がほとんど増えていないことが大きな要因である。

特に、0～19歳、20～40歳は、転出者数と転入者数の開きが大きい。

1-4 2011年4月以降の半年ごとの住民基本台帳登録者のうち転出者数

年齢	2011. 4. 1	2011. 10. 1	2012. 4. 1	2012. 10. 1	2013. 4. 1
0~19歳	0 人	184 人	65 人	17 人	45 人
20~40歳	0 人	293 人	108 人	62 人	76 人
41~65歳	0 人	168 人	32 人	30 人	37 人
66歳以上	0 人	94 人	19 人	16 人	14 人
合計	0 人	739 人	224 人	125 人	172 人

年齢	2013. 10. 1	2014. 4. 1	2014. 10. 1	2015. 4. 1	2015. 10. 1
0~19歳	45 人	45 人	61 人	34 人	42 人
20~40歳	76 人	92 人	85 人	72 人	63 人

41~65歳	37 人	31 人	39 人	17 人	17 人
66歳以上	14 人	21 人	21 人	15 人	15 人
合計	172 人	189 人	206 人	138 人	137 人

年齢	2016. 4. 1	2016. 10. 1	2017. 4. 1	2017. 10. 1	2018. 4. 1
0~19歳	31 人	22 人	57 人	76 人	45 人
20~40歳	66 人	50 人	89 人	83 人	98 人
41~65歳	19 人	13 人	33 人	42 人	32 人
66歳以上	8 人	9 人	11 人	21 人	18 人
合計	124 人	94 人	190 人	222 人	193 人

年齢	2018. 10. 1	2019. 4. 1
0~19歳	37 人	75 人
20~40歳	75 人	116 人
41~65歳	50 人	60 人
66歳以上	8 人	18 人
合計	170 人	269 人

※2012. 7. 9の住民基本台帳法改正前につき外国人を除く

1-6 避難指示解除（2017. 3. 31）以降半年ごとの住民基本台帳登録者数のうち転入者数

年齢	2017. 4. 1	2017. 10. 1	2018. 4. 1	2018. 10. 1	2019. 4. 1
0~19歳	0 人	8 人	12 人	3 人	12 人
20~40歳	0 人	30 人	27 人	32 人	38 人
41~65歳	1 人	32 人	35 人	44 人	40 人
66歳以上	0 人	7 人	4 人	12 人	0 人
合計	1 人	77 人	78 人	91 人	90 人

イ 居住者数

2017年3月以降の浪江町の居住者数は次の通りである。

2-1 避難指示解除（2017. 3. 31）以降半年ごとの町内に居住している人数（転入及び帰還届者）

	2017. 4. 1	2017. 10. 1	2018. 4. 1	2018. 10. 1	2019. 4. 1
居住者数	24 人	190 人	540 人	750 人	888 人

2-2 2-1のうち、発災当時（2011. 3. 11）住民基本台帳登録者していた人数（帰還者）

	2017. 4. 1	2017. 10. 1	2018. 4. 1	2018. 10. 1	2019. 4. 1
震災時住民	22 人	186 人	421 人	570 人	659 人

2-3 避難指示解除（2017. 3. 31）以降半年ごとの住民基本台帳登録者数のうち転入した人数

	2017. 4. 1	2017. 10. 1	2018. 4. 1	2018. 10. 1	2019. 4. 1
居住者数	2 人	4 人	119 人	180 人	229 人

本件事故当時の浪江町の住民のうち、2019年4月1日時点で浪江町に帰還している人数（帰還者数）は、659人にすぎない（上記表2-2）。

他方、本件事故後に転入した現居住者は229人である。

居住者数合計888人に対する帰還者数の割合は74.2%であり、転入者の割合は25.8%である。

2019年7月末日時点の浪江町の居住者数は、1095人であるが（甲A814）、これも同程度の割合の転入者を含んでいるのは明らかであるから、7月末日時点の浪江町の帰還者数は、812人程度（ $1095 \times 74.2\%$ ）である。

#### ウ 死亡者数

また、死亡者数の推移は次の通りである。

1-5 2011年4月以降の半年ごとの住民基本台帳登録者のうち死亡者数

年齢	2011. 4. 1	2011. 10. 1	2012. 4. 1	2012. 10. 1	2013. 4. 1
0~19歳	0人	3人	1人	0人	0人
20~40歳	0人	11人	0人	3人	1人
41~65歳	0人	40人	21人	13人	5人
66歳以上	0人	134人	68人	60人	81人
合計	0人	188人	90人	76人	87人

年齢	2013. 10. 1	2014. 4. 1	2014. 10. 1	2015. 4. 1	2015. 10. 1
0~19歳	1人	0人	0人	0人	0人
20~40歳	0人	0人	1人	1人	2人
41~65歳	12人	11人	8人	11人	5人
66歳以上	76人	78人	71人	75人	73人
合計	89人	89人	80人	87人	80人

年齢	2016. 4. 1	2016. 10. 1	2017. 4. 1	2017. 10. 1	2018. 4. 1
0~19歳	1人	0人	0人	0人	0人
20~40歳	0人	0人	0人	1人	0人
41~65歳	15人	6人	9人	11人	13人
66歳以上	80人	70人	88人	67人	87人
合計	96人	76人	97人	79人	100人

年齢	2018. 10. 1	2019. 4. 1
0~19歳	0人	0人
20~40歳	0人	1人
41~65歳	7人	13人
66歳以上	75人	97人
合計	82人	111人

※2012. 7. 9の住民基本台帳法改正前につき外国人を除く

## エ　まとめ

以上によると、2011年3月11日時点の住民登録者数17,787人の推移は次の通りとなる。

17,787人のうち、帰還者は812人(4.5%、2019年7月末日現在)。死亡者は1,507人(8.5%、2019年4月1日現在。表1-5)。転出者は3,364人(18.9%、2019年4月1日現在。表1-4)。

このように、浪江町では、帰還者は、4.5%程度に過ぎず、また、帰還者のうち25%程度は本件事故後の転入者である。

一審原告らのコミュニティは、長年にわたり密接な関係を築いてきた住民らにより形成されており、そのような長年の関係があったからこそ、信頼でき、安心できるようなものであった。

しかし、帰還者数は、人口の5%にも満たず、95%以上の人気が帰還していないため、故郷浪江で従来のコミュニティを築くことはできない。

また、新規住民が居住者数の4分の1程度いることからも、従来とかなり異なったコミュニティとなつたものと評価せざるを得ない。

したがって、一審原告らが故郷浪江で築いてきたコミュニティは、2019年7月末日時点でも、いまだ回復しておらず、一審原告らが従来享受してきた故郷は、はく奪されたままである。

## 第6章 南相馬市小高区

### 第1 本件事故前の南相馬市小高区

#### 1 風土

南相馬市小高区は、福島県の東端部に位置し、東に太平洋を臨み、西は阿武隈山地の山々を望む地域である。東西13km、南北9km、総面積91.95km<sup>2</sup>を有し、本件事故前は、田園風景が広がるまちであった。

比較的温暖な気象条件に恵まれており、寒暖の差は比較的少なく、夏は涼しく、冬は降雪の少ない地域である。

#### 2 沿革

小高区内からは、縄文時代の遺跡とされる浦尻貝塚（平成18年に国史跡に指定）が発掘されている。浦尻貝塚は、約7ヘクタールにも及ぶ大きなムラであり、貝塚（貝がらなどの食べかすを捨てたものが、山のように積み重なったもの）を擁し、そこでは約5700～3000年前（縄文時代前期～晩期）という古く長い間、人間の暮らししが営まれていたことがわかっている。

現在の南相馬市小高区は、区内中央部に位置する小高地区（旧小高町）、西部に位置する金房地区（旧金房村）及び東部に位置する福浦地区（旧福浦村）でなっている。江戸時代までは小高郷（おだかごう）と呼ばれ、相馬氏により統治されていた。相馬氏による統治は、1189（文治5）年、源頼朝の命令により、千葉常胤（ちばつねたね）が小高郷を治めることとなったところから始まる。常胤は、次男である相馬師常（そうま もろつね）に領土を治めさせ、その後、相馬氏は、周りの地方豪族をも傘下におさめながら近世大名に成長していった。小高郷は、この相馬氏のもと、長い封建制度が終わるまで一度の国替えもなく相馬藩政に治められこととなった。

その後、明治維新を経て、1889（明治22）年、町村制が施行され、これまでの小高地方31の村を、小高村・金房村・福浦村の3村に統合した。

1896（明治29）年4月1日、郡制の施行のため、相馬郡が発足し、小高村も同郡に所属した。

1898（明治31）年、小高村は小高町となった。

1953（昭和28）年9月2日に町村合併促進法が施行されたことを受け、小高地方は、福島県町村合併モデル地区として、1954（昭和29）年4月1日、小高町・金房村・福浦村を合併し、人口2万人の小高町に編成された。

さらに、2006（平成18）年1月1日、平成の大合併により、小高町・鹿島町・原町市が合併して、南相馬市が誕生し、このとき小高町は、小高区として再編され、現在に至っている。

### 3 小高区の特徴

#### （1）自然

小高区は太平洋に面した地域であり、区内を流れる小高川は太平洋に注がれている。小高川の河口に広がる小高村上海水浴場（塚原海岸）では、きれいな海と美しい砂浜で海水浴やサーフィン、キャンプ、海づりを楽しむことができた（甲A第827号証、甲A第835号証）。

秋は、親子でオオヤマザクラの苗木を林に植樹した（甲A第832号証）。

小高区の最高峰である懸の森は、うつくしま百名山にも選ばれてい る山である。小高区の西端、原町区との境界に位置している。古くは 靈場として修験者の修行の場として、戦前は戦勝祈願と兵士の無事を 祈って山頂の神社に参拝する人々で賑わいを見せ、本件事故前は、多

くの登山客でにぎわった。古くから地元の人々と深い関わりを持ってきた名山である。

小高区ではこのように自然豊かな中、自然とのつながりの中で人々が暮らし、その営みが古くから受け継がれてきた。

## (2) 文化

小高区に伝わる伝統文化、芸能の主なものは以下の通りである。

ア 各地区に伝わる伝統芸能は、田植え踊りや宝財踊り、鳥刺し舞、神楽などが挙げられる。11月には、小高区ふるさと民俗芸能発表会が開催され、小中学校の代表や地域の芸能保存会などの出演者がこれらの踊りや舞を披露し、伝統芸能を受け継いできた（甲A第820、822、834号証）。

### イ 相馬野馬追

相馬野馬追は、1978（昭和53）年5月22日、国の重要無形民俗文化財として指定された。野馬追の出陣式は相馬中村神社・相馬太田神社・相馬小高神社の各妙見神社で行われ、最終日には、小高区内の相馬小高神社で野間懸が行われる。野馬懸は、多くの馬の中から神のおぼし召しにかなう馬を捕らえて奉納するという神事である。昔の名残を留めている唯一の神事といわれ、古式にそつたこの行事が、野馬追が国の重要無形民俗文化財に指定される重要な要因となった。

このように相馬小高神社と小高区の住民たちは、相馬野馬追の重要な役割を果たし受け継いできた。

### ウ 相馬小高神社・小高城跡

相馬小高神社は、中世の奥州相馬氏の居城であった小高城跡にある。小高城は、奥州相馬氏が下総国から移った鎌倉時代の終わりころから江戸時代の初めまでの約280年間、奥州相馬氏の居城であ

った。小高城は別名を「紅梅山浮舟城」と呼ばれ、住民たちにも親しまれてきた。

相馬小高神社は、南北朝時代に陸奥相馬家当主の相馬重胤が小高城を築城した際、遠祖・平将門が崇敬していた妙見菩薩を城の鎮守として祀ったのが起源とされている。明治時代に小高神社、戦後に相馬小高神社と改称した。相馬野馬追では祭り3日目の野馬懸の祭場地としての役割を果たし、正月には多くの参拝者で賑わい、春は桜の名所として、住民たちに愛されてきた神社である。

## エ 文化祭

小高区の文化祭は、50年以上続く伝統行事であり、広く住民たちに親しまれてきた。同時期に、工業祭と農業祭も開催され、小高区全体をあげて作り上げてきた祭りである。

## オ 大悲山の石仏

南相馬市小高区泉沢にある薬師堂石仏・阿弥陀堂石仏・観音堂石仏は「大悲山の石仏」と呼ばれ親しまれてきた。

仏像の様式から、製作時期は平安時代前期と推定され、1千年以上も前にこの地で比類なき仏教文化が花開いたことを示す貴重な歴史遺産である。1931（昭和5）年に国史跡に指定された。東北地方で最大・最古の石仏群であることから、栃木県宇都宮市  
おおやまがいぶつ 大谷磨崖仏、うすきまがいぶつ 大分県臼杵市臼杵磨崖仏と並んで日本三大磨崖仏に数えられ、日本有数の石窟寺院と評価されている。

薬師堂石仏の前庭石段そばには、目通り8.4m、高さ4.5mを測る県内有数の杉の木が立っている。樹齢は、千年に及ぶものと推定され、薬師堂石仏が作られたころに、育ち始めた木であると考えられており、福島県の天然記念物に指定されている。

### (3) 子ども・新成人

小高区の本件事故前の子ども・新成人の人数は次のとおりである。

2010年的小高区の成人式は新成人126名（甲A第821号証）、2011（平成23）年的小高区の成人式では新成人142名が参加した（甲A第833号証）。

本件事故前、小高区内には、南相馬市立小高小学校、南相馬市立金房小学校、南相馬市立鳴原小学校、南相馬市立福浦小学校があった（本件事故により、小高区内の小中学校は、鹿島区に仮設移転された。）。

5月には各小学校で運動会が開催され、鳴原小学校では「応援合戦・紅白綱引き」、小高小学校では神旗争奪戦などの競技が行われ、大勢の児童が競い合った（甲A第825号証）。

2009（平成21）年度の小高区の小中学校の卒業児童・生徒数は、小高小学校65名、福浦小学校20名、金房小学校14名、鳴原小学校8名の合計107名（以上小学校）、小高中学校133名であった（甲A第823号証）。

また、2010（平成22）年度の小高区の小中学校の入学児童・生徒数は、小高小学校62名、福浦小学校28名、金房小学校23名、鳴原小学校8名の合計121名（以上小学校）、小高中学校106名であった（甲A第824号証）。

このように、本件事故後と違い、小高区では多くの子どもたちと新成人たちの姿を見ることができた。

## 4 つながり、かかわり、持続性

### (1) 人と人とのつながり

本件事故前、小高区では、血縁（家族、親族）のつながり、地縁のつながり、職業を通じた、趣味を通じたつながり、など様々な人と人

のつながりが形成されて、住民はそこから「生存権や財産権を包摂する『包括的生活利益』を享受する」生活を営んできた。

ここでは、一審原告らの陳述書及び原審における本人尋問結果から、一審原告らが小高区において多様な人と人のつながりの中で生活をしてきたことを述べる。

#### ア 血縁（家族、親族）のつながり

小高区の住民の中には、親戚どうしが近隣に居住しており、祖父母も交えて子育てをする例は珍しくなかった。ある原告の子どもたちは、不法投棄の見回りなどの地域活動に積極的に参加している祖父を身近に見て育ち（甲C50-1原告丸山佑二陳述書5頁）、あるいは、ある原告の家庭では、小学校の運動会には、応援に集まる親戚10名分の弁当作りを母親任せではなく祖父母も一緒に行つた（甲C19-3原告國分富夫陳述書9頁）。

こうして祖父母世代と日常を過ごすことで、子どもたちは日常から様々なことを学びとり、子どもたちの親は、子育てに経験豊かな祖父母の知恵と協力を得ることができた。これにより、豊かな成育過程を経て子どもたちが成長できる環境が備わっていた。

#### イ 地縁のつながり

小高区内では、葬式の際に部落の住民どうしで協力しあう「結い」の風習が残っていた部落もあった。ある原告の場合、自分たちの部落に80軒の家があり、通夜と告別式には部落の80軒が「結い」という形で協力し、必ず来てくれた（原告寺岡訓子本人調書9頁）。

また、小高区では隣組という行政区があった。隣組に所属する住民は、「なんとなく言葉の合せはしなくとも、困ったところにはみんなで助け合うというふうな、自然とそういうふうなことになっていましたし、どこかのうちで不幸があればみんなで助け合う、葬

儀まで全部みんな隣組でやる」（原告國分富夫第一審本人調書 16 頁）というように、相互に協力しあう関係にあった。

さらに、地元の友人関係も、同様な役割を果たしていた。子どもが小さいころからの母親同士のつながりについて、ある原告は、「私はお年寄りを見ていたので、勤めには出ていなかったので、うちにいるのわかっているんで、ショッピング遊びにふらっと、私がいなないとそのまま帰るくらいの話でよく遊びにきてくれました。」「私は、・・・趣味でケーキ焼いたりするのが好きで、コーヒーも好きなんで、そんなの焼いていると、においがしたから遊びにきたよなんて言って自分ちでつくった季節のタケノコ料理とかお漬物とかを持って遊びにきました。で、お茶事をしました。」（原告寺岡訓子本人調書 27 頁）と述べた上で、こうした友人たちとの交流について、「そりや携帯電話で話したって、顔と顔を合わせて話すのでは全然違います」と涙ぐみつつ証言している（原告寺岡訓子本人調書 28 頁）。この証言からは、地元住民との日常的な交流が、物心両面において住民たちの支えとなっていたことがわかる。

小高区では、社会生活の様々な場面で、こうした地域住民どうしの相互扶助関係が生きていたのである。

#### ウ 職業を通じたつながり

その土地で仕事を続けてきたことで、その土地での信頼を得た原告もいる。大工一筋のある原告の妻は、夫の仕事について、「地元の小高と原町で、長年続けた誠実な仕事により評判と信頼を得てきました。ですから、小高に暮らせないということは、夫が積み重ねてきた長年の努力の成果まで失うようなもの」（甲 C 54-1 原告寺岡訓子陳述書 15 頁）であると述べている。

## エ 趣味を通じたつながり

ある者は、趣味でニホンミツバチを飼育し、収穫したハチミツを近隣に分けたり（甲C19-3原告國分富夫陳述書5頁）、畑で育てた野菜を近隣で分けあった（甲C19-3原告國分富夫陳述書6頁）。

またある者は、趣味で続けていたバドミントンを通じて（甲C50-1原告丸山佑二陳述書6頁、甲C19-3原告國分富夫陳述書7頁）、あるいは、酒を交わす時間や様々な勉強会を通じて、地元住民との交流と信頼関係を築き上げてきた（原告國分富夫本人調書19頁）。

こうした人間関係は、「即できるものではなくて、長い時間の中で信頼関係ができる」いくものである（原告國分富夫本人調書19頁）。

## オ その他のつながり

夏季は、盆踊り大会や大声大会などの小高サマーフェスティバルが開催された。盆踊り大会では、笛や太鼓、鉦(かね)に合わせて、「相馬盆唄」が披露され、住民たちは、仮装をし、やぐらを囲んで踊った（甲A第828号証、原告國分富夫本人調書21頁）。

11月には文化祭、工業祭、農業祭が開催され、小高駅前通りは多くの参加者でにぎわった。文化祭では、住民たちが習字や絵を出し、農業祭では住民が育てた野菜を出品し、品評会をおこなった（原告國分富夫本人調書20頁～21頁）。ある原告は、こうした地域の祭りが子どもたちにとっても大切な行事であったことについて、「（避難先で孫を）学校に迎えに行きました。そのときに、何か車の中でめそめそとしている姿を見ました。それで、何なのかといったならば、小高でやっていた文化祭のパンフレットですね、パンフ

レットを見て思い出して涙を流していたんですね。」と証言している（原告國分富夫本人調書22頁）。

また、同じ11月、小学生により鼓笛パレードが行われた（甲A第831号証）。ある原告（小学生）は、この鼓笛パレードで演奏するため、友人と一緒に、一生懸命にトランペットの練習をおこなっていたが、本件事故によりかなわなかった（甲C50-1原告丸山佑二陳述書10頁）。

ある者は、隣組の住民どうしで、自宅前に竹で作った30メートルの流しそうめんを手作りして楽しんだ。子どもたちは、流しそうめんの竹割りや組み立ても手作業を間近で見て、竹を中心で割ることの難しさを感じ取った（原告國分富夫本人調書17頁～18頁、甲C19-3原告國分富夫陳述書9頁～10頁）。

また、自宅を建築する際には地元の友人たちも協力しあった（原告國分富夫本人調書19頁、甲C19-3原告國分富夫陳述書3頁）。

ある者は、子どもの小学校のPTA会の際、自宅の庭を駐車場として開放したり、自宅の庭で子どもの小学校のPTAが主催する地域の夏祭りをおこなった。こうした準備を地域住民と協力しあって行うことで、人間関係も構築されていった（甲C54-1原告寺岡訓子陳述書12頁）。

## （2）人と自然とのかかわり

一審原告らが居住していた小高区は、自然豊かな地域であった。住民たちは、豊かな自然とかかわりながら、日常的にこれらの山、川、海の自然の恵みを受けて生活をしてきた。

ある原告は、親子で村上海水浴場（塚原海岸）までサイクリングをし、砂浜で遊んだ（甲C50-2写真⑥）。またある者は、家族で小高

神社での初詣と初日の出を見た帰り、村上海岸に立ち寄り、そこに飛来する白鳥の群れに餌をやるのが通例であった（甲C54-1原告寺岡訓子陳述書13頁）。

小高区内を流れる堀では、子どもたちが小魚やザリガニを追いかけた（甲C50-2写真③）。また、子どもたちは、八丈石（山）に登り、そこを流れる金谷川で遊んだ（甲C54-1原告寺岡訓子陳述書13頁）。夏から秋にかけては、自宅近くの川でシジミを探り（甲C54-1原告寺岡訓子陳述書16頁）、里山では春には山菜、秋にはキノコ類を採取した（甲C54-1原告寺岡訓子陳述書14頁、16頁）。

小高区の最高峰である懸の森山では、町の年間行事として、毎年4月29日に登山をした。子どもから高齢者まで、多くの者が登山を楽しんだ（原告國分富夫本人調書21頁～22頁）。

### (3) つながりとかかわりの持続性

「人と自然とのつながり」と「人と人のかかわり」が、「永続性や持続性」を備えることで「三位一体」となり、生活や文化、歴史と伝統を継いでいく場所として「故郷」となる。

一審原告らは、ある者は先祖代々、ある者は小高区に移り住み、そこで家族を形成し、住民どうしの長年にわたる交流の積み重ねを経て、小高区での地域生活を形成してきた。そこでは、助け合いの相互扶助関係やおそらく分けに代表されるような生活費代替機能などの地域生活利益が享受されてきた。こうした地域生活は、親から子、孫へと過去から将来へ連綿とつながってきた（つながっていく）ものであった。

これを農業従事者を例に挙げてみると、ある原告は、先祖代々の稼業である稲作農業を引き継いだが、さらに自らも養蚕業や梨の栽培を手掛けるなどして、幅を広げていった（甲C42-1原告横田芳朝陳述書3頁）。こうして、農業を先祖から将来世代へと引き継いでいく

ことができるのである。

さらに農業用水は、集落の堤（つつみ）という大きなため池から、集落の農家全体がこのため池から引いていた（甲C42-1原告横田芳朝陳述書11頁）。こうしたため池の水は、集落全体の共有財産として管理しており、干ばつの年には集落皆で水を分け合ったり、洪水で水路が壊れれば集落総出で修繕するなどして、皆で生きていく知恵として続けられてきた（甲C42-1原告横田芳朝陳述書11頁）。

このように小高区でも、こうした地域における「人と自然とのつながり」と「人と人のかかわり」が、「永続性や持続性」をもって存在してきたものである。

## 第2 小高区の帰還者数について

### 1 小高区に対する調査

一審原告らは、南相馬市に対して人口動態などについて情報の公開を請求し、2019年5月21日、同市からその回答を得た（甲A第836号証 情報公開請求書）。

### 2 小高区の人口動態

#### (1) 住民登録者数

小高区の住民基本台帳に登録している人数については、次表の通り推移している。

年齢層	2011.3.11 時点	2016.7.12(避難指示解除) 時点	2018.3.31 時点	2011年3月人数—
				2018年3.31 人数
0~19 歳	2350 人	1481 人	950 人	1400 人
20~40 歳	2613 人	1717 人	1197 人	1416 人

41~64 歳	4288 人	3249 人	2529 人	1759 人
65 歳以上	3574 人	3363 人	3086 人	488 人
総数	12825 人	9810 人	7762 人	5063 人

住民基本台帳に登録している人数については、2011年3月11日と比較すると、2018年3月31日時点では、5063人の減少となっている。

特に、0～19歳、20～40歳、41～64歳はいずれも、各1400人以上の減少となっている。

減少した人数の、2011年3月11日時点の人数に対する割合は、0～19歳約60%、20～40歳約54%、41～64歳約41%、65歳以上約14%となっており、若年者ほど高くなっている。

甲A第836号証表1－3には、2011年4月以降半年ごとの住民基本台帳登録者数の推移が記載されている。同表によると、0～19歳、20～40歳、41～45歳はいずれも減少傾向が続いている。これは、転出者の人数に対し、転入者数の少ないことが要因である(甲A第836号証表1－4、1－5、1－6参照)。

## (2) 居住者数

2016年10月1日以降の小高区の半年ごとの居住者数は、2016年10月1日880人、2017年4月1日1497人、2017年10月1日2219人、2018年4月1日2654人、2018年10月1日2934人、2019年4月1日3509人である。そして、本件事故当時の小高区の住民のうち、2019年4月1日時点で小高区に居住している人は3509人であり、このうち、本件事故当時、小高区に住民登録をしていなかった者は375人である(以上、甲A第836号証最終頁の表)。

### (3) 死亡者数

本件事故後半年間に死亡した人の人数は、271人であり、その後は、半年間ごとに、概ね100人～200人程度で推移している（甲A第836号証表1－5）。本件事故後の半年間に死亡者数が顕著に多いのは、本件事故による病気の発症、ストレスや持病の悪化等で多数の人々が亡くなつた事実を示している。

## 3 小括

上記のとおり、小高区の帰還者は、65歳以上の高齢者がその多くを占めていることがわかる。本件事故前、小高区には、大勢の子どもたちや新成人が居住していたことからすれば（第1の3（3））、本件事故後的小高区のコミュニティは、本件事故前とは相当異なるものとなつてゐる。こうした住民の人数と年代構成の激変は、一審原告らが本件事故前、小高区で築いてきたコミュニティが、本件事故によりはく奪されたことを示す重要な事実の一つである。

## 第7章 榛葉町

### 第1 震災前の榛葉町の状況

#### 1 榛葉町の沿革

(1) 榛葉町は、福島県浜通りの中南部に位置し、阿武隈山系の山並みを西に望み、町を東西に木戸川、井出川が流れ、東には太平洋が広がる自然豊かな町である。

町名の由来は、中世期に現在の榛葉町域内を領した榛葉太郎隆祐にちなんで名づけられた。

(2) 町内には、先土器時代の遺跡である北向遺跡があり、弥生時代の天神原遺跡が残されている。北向遺跡の竪穴住居址には「カマド」が付いており、鎌や刀子（とうず）が出土したことから鉄製品を使用した生活があったことが明らかとされている。また、天神原遺跡からは、弥生時代の土器棺24基と土坑墓47基がみつかり、東日本最大級の集団墓とされている。出土した土器に描かれた文様の特徴から「天神原式」として位置付けられ、また、2基の土坑墓からは多数の勾玉、管玉が出土しており、天神原には、玉類を見につける地位の者を中心とした集団がいたことが明らかとされているなど、先土器時代（800～1300年前）からの人の営みが確認できる地域である。天神原遺跡に見られるとおり、木戸川流域においては弥生時代から稻作が行われてきた。

7世紀中頃陸奥国が成立し、石城国が分立した。「常陸風土記」によると南は助河（茨城県）を道口（みちのくち）とし北は苦麻（くま）（大熊町）を道後（みちのしり）とするとあるように、当地方は早くから大和朝廷の支配を受けており、当時の地理書である。「和名抄」の郷名の中に榛葉郷、白田郷が出てくる。現在の広野町から大熊町あたりまでが榛葉郷と呼ばれており、平安末期になって石城郡から独立

して檜葉郡ができ、檜葉町がその中心地域であった。

檜葉町域では、平安末期から檜葉氏が勢力をふるっていたとされ、その居館は館の山（山田岡）に築かれ、ほどとぎす山に砦（とりで）を構えたと伝えられている。檜葉氏が衰退を辿ったのちは、檜葉町域は、現在のいわき市を勢力圏としていた豪族岩城氏と相馬市を勢力圏としていた相馬氏のはざまに位置しており、両勢力による小競り合いが続いてきた。両者の勢力争いのはざまで複雑な支配変遷に服して来た。1587年、相馬領と岩城領の境界につき、両氏当主が現在の富岡町大菅で対面し、境界を確定し支配争いが収束を見たとされる。

1590年、豊臣秀吉の天下統一による奥州仕置きの結果、檜葉郡は岩城領内におかれることになったが、1600年関ヶ原の戦いで、岩城貞隆が西軍に与したため領地が没収され、その後は、幕府直轄の天領と私領との変遷が続いた。

(3) 1889（明治12）年の明治町村制施行時に、前原、上小塙、下小塙、山田岡、山田浜の5か村が合併して檜葉郡木戸村となり、北田、大谷、井出、上繁岡、下繁岡、波倉の計6か村が合併して檜葉郡竜田村が発足した。

1896（明治29）年4月1日、旧標葉郡および旧川前村を除く檜葉郡が統合して双葉郡が発足したため、双葉郡木戸村及び同竜田村となった。

1956（昭和31）年9月1日に木戸村と竜田村が合併し、檜葉町が誕生した。合併前年である1955（昭和30）年10月1日国勢調査によれば、当時の人口は木戸村4,757人、竜田村5,983人であった。

(4) 木戸村と竜田村が合併し檜葉町が誕生した1956年頃の、おもな産業は稲作であった。1960（昭和40）年10月1日国勢調査

による人口は8,884人であり、うち農業従事者は6174人（専業農家143戸、第1種兼業農家351戸、第2種兼業農家597戸）であった。同年の就業別人口は、第1次産業2,215人(57.7%)、第2次産業722人(18.8%)、900人(23.4%)であった（甲A第815号証61頁参照）。

1968（昭和43）年1月、福島第二原子力発電所の立地を契機として産業構造が大きく変化し、1970（昭和50）年国勢調査では、人口7884人、うち農業従事者は4778人（専業農家69戸、第1種兼業農家259戸、第2種兼業農家718戸）、就業別人口は第一次産業1,246人(31.6%)、第2次産業1,404人(35.6%)、第3次産業1,284人(32.6%)となっている（甲A第815号証61頁参照）。

人口も、1970年の7884人を底として増加に転じ、1995（平成7）年には8,436人まで増加した。人口は、その後、減少に転じ、2010（平成22）年10月1日現在7,700人と推移してきた（甲A第164号証31頁参照）

## 2 檜葉町の特徴

(1) 檜葉町内には、JR常磐線と国道6号が平行しながら町の中心部を南北に縦断し、南は広野町、北は富岡町、西は川内村に接しており、町内大字波倉字小浜作に福島第二原子力発電所が立地している。

町の総面積は103.4平方キロメートルで、西の阿武隈山系に水源を持つ木戸川及び井出川が町のほぼ中央を東西に流れ、太平洋にそいでいる。両河川の中流から下流域にかけて農耕地が開け、集落が形成してきた。

町の面積のうち76%を山林が占めており、耕地面積が9%あまり、

宅地面積が 3 % の農村地域である。

気候は、東日本型海洋性で比較的寒暖の差が少なく、東北地方にありながら冬は積雪が少なく、降雨量も年間を通じて 1 4 0 0 mm 程度と少なく、自然環境に恵まれた地域である（甲 A 第 8 1 5 号証）。

(2) 木戸川河口近くには弥生時代の遺跡である天神原遺跡が残されてることからも明らかな通り、弥生時代から稻作が続けられており、町の基幹産業となってきた。農業では、稻作のほか、柚子やトマト、イチゴなどの栽培が盛んに行われてきた。

そのほか、昭和初期には井出川、木戸川の上流域の森林資源を活用した林業が盛んであり、森林軌道が設けられており、軍への半強制的な供木がなされ、戦後は、沿岸部での製塩のための燃料として森林資源が活用されてきたが、昭和 30 年代には林業が衰退し、1968（昭和 43）年の福島第二原子力発電所の誘致後は、町の主たる産業は、福島第二原子力発電所の電気事業であり、町民生産額の 78 % が電気・ガス・熱供給・水道業となっていた。

また、木戸川はサケが遡上する川であり、本州でも有数の漁獲量を誇ってきた。

(3) 檜葉町に伝わる伝統文化、芸能の主なものは以下の通りである。

ア 大滝神社の浜降り神事（甲 A 第 8 0 8 号証 366 ~ 367 頁参照）  
旧木戸村一円の人たちが参加して行われる、村挙げての祭礼である。浜降り神事は、木戸川上流の上小塙字柴坂の大滝神社から山田浜までご神体を載せた神輿が海岸まで渡御し、潮垢離することで神の力を高め、農作物や大地を見守る作神となるといわれている。

祭礼は、初日、夕刻から翌朝まで木戸八幡神社宮司が「おこもり」し、午前零時を回ると再転の無事を祈願して布滝で水垢離をとる。浜降り当日は、途中、町内の出羽神社の天下りと合流し、各地域の

子ども神輿もでて長い行列となって浜へ向かう。山田浜海岸の津之神社で、両者の神輿を安置し潮垢離が行われ、途中数か所の御旅所では、「浦安の舞」の奉納が行われる。

浜へ向かう行列は、笛や太鼓の音色を響かせながら町内を歩き、檜葉町の伝統的なお祭りとしてにぎやかに行われる。（なお、甲A第201号証参照）

#### イ 鳥小屋行事（甲A第808号証309～312頁参照）

鳥小屋は農業に災いするものを追い払う行事であり、田んぼの真ん中に竹や篠竹で作った鳥小屋の中に神棚を作り、正月飾りや古い神札を納めて、小屋を燃やす行事である。小屋を燃やす際に、竹竿に餅を挟んで焼いたり、甘酒を飲んだりして、一年の無病息災が祈願される。

#### ウ じやんがら念佛踊りと笠踊り（甲A第808号証411～417頁参照）

じやんがら念佛踊りと笠踊りは、お盆に新盆の家々を回り、仏の供養に庭先で踊るものである。もともとじやんがら念佛は、太鼓と鉦に合わせて踊るものであり、男子のみで踊られるものであり、笠踊りは男女入り混じって行われてきた。じやんがら念佛は、もともといわき地域で盛んに踊られていたものであり、岩城氏の支配が及んだ時代に檜葉町に伝えられたものと言われる。

## 第2 つながり、かかわり、持続性

### 1 人と人とのつながり

#### (1) 血縁のつながり

- ・ 長男家族が（近くに）居住しているからこそ、それまで住んでいたいわき市から移転したものでした。老後に向けて、同居している

のと同じように行き来ができるので、いつでも息子や孫の顔を見ることができました。また、具合が悪くなったり、何かあったときにもすぐに来てもらえるので、私は安心して、幸せに毎日を送っていました。（甲C2第1号証原告安達貞男陳述書3頁）

- ・ 私の家族は、正月やお盆などには、みんなでお父さんのところに遊びに行き、ご馳走を食べて、お泊まりして、一緒に過ごすことができました。父も孫と一緒に楽しそうでした（甲C2第4号証丸山ひろみ陳述書5頁）
- ・ 楯葉のときには休日や盆、正月などには一家で遊びに来てくれたりしておりました。あと、私のうちの部屋は4つありましたから、客室に泊まって一日過ごしてもらったり、あとは孫たちと一緒に富岡の店や食堂に行って遊んだり、あるいは広野の二ツ沼の公園は孫たちが非常に気にいっておりましたので、そこに連れていって遊ばせたりして、孫たちが喜んで遊んでいるのを眺めるのが大変楽しかったです。（原告安達貞男本人調書3頁）
- ・ 私の世帯は、私たち夫婦のほか、娘（長女）である遠藤克子とその夫である遠藤昇、そして長女夫婦の子どもである遠藤昇太の5人家族でした（甲C7第3号証原告遠藤庄作陳述書2頁）
- ・ 孫の昇太君は、私が毎日、全面的に迎えに行ってました。私にとっては大変楽しい、充実した日々でした。（昇太君の）お風呂は、私が毎晩入れてました。楽しみでした。やっぱり一緒にお風呂に入つて歌なんか歌ってね、入ってました。（昇太君は）私の遊び相手というか、小さいので私もかわいがっていましたんで、やっぱり休みのときは孫に子供用のバットとかボールを買って、一緒にキャッチボールとかなんかもやってました。三輪車を買っておいたので、海の方まで一緒に遊びに行ってたことが多々あります。（原告遠藤庄

作本人調書 3～4 頁)

- ・ 長男夫婦は、結婚当初は自宅の隣の物置（といっても 2 階建ての建物）で生活しており、その後は自宅から数十メートル先の土地に自宅を立てて生活してきました。長男の子どもは上の男の子が高校 2 年生、下の女の子が中学 1 年生になりました。この子たちは、小さいころから私の家も自宅同様にして育った子たちで、学校帰りには長男の家ではなく、私の自宅に来ていました。また翌日学校が休みになる金曜日の夜には、私の家に泊まりに来るのが、孫たちにとっても私たち夫婦にとっても楽しみの一つでした（甲 C 4 3 第 1 号 証原告加藤博陳述書 6 頁）

## （2）地縁のつながり

- ・ 大自然の中でのびのびと子育てをし、皆さんに暖かく見守っていただきながら地域の行事にも参加し、信頼関係を積んで、そして安全で安心な地域の中でのびのび暮らせる子育てができるということが、何よりも、子供たちにとっても、私たちにとっても魅力があるところでした。昼間鍵をかけなくとも別に心配ないような地域でした。もうどこどこのだれだれさん、あ、どこどこのおじいちゃん、おばあちゃん、どこどこのお孫さんねということで、だいたいほとんどご近所は顔見知りになりました。そこから安心感とか、顔も見えるというのが生まれてきました（原審における原告金井直子本人調書 9 頁）
- ・ 味噌は親せきや知人と毎年集まって大量に作り、1 年寝かせたものを食べていました。梅干し、らっきょうも自家製でした。……作った味噌や梅干し、らっきょうなどを近所に持っていく、味見してもらいがてらに、お茶を飲んでおしゃべりをして楽しんできました（甲 C 4 3 第 2 号 証原告加藤文子陳述書 8 頁）。

- ・ 酒を飲むのも近所の人と一緒にです。隣近所の男性20人ぐらいで「20日会（はつかかい）」というのをつくって、毎月20日には各自の家を順に会場にして飲み会を開いていました。1か月に1回くらいですから、1年半ぐらいで一巡し、私の家も会場になります。そういうときは、妻に協力してもらって精一杯のおもてなしをします。20日会で旅行に行くこともあります。毎月一度の飲み会とは別に忘年会などもします。参加しているのは農家が多いですが、なかには会社勤めの人もいました。地域の状況や情報についても交流できる充実した会でした（甲C78第1号証原告山内行隆陳述書3頁）。
- ・ 地域の人が頻繁にうちに立ち寄ってお茶を飲んでいくのが日常でした。檜葉町の広報誌の「檜葉広報」など、地域で回される回覧板には、確認のためのはんこをつくことになっており、回覧順にしたがって順繰りに回します。回覧板を持ってくる用事に合わせて、近所の人が1時間も2時間も話していきます。早いときは朝9時半頃からやってきて話していきますので、私が畠仕事に行けるのが11時頃になることもあります。（甲C78第2号証原告山内喜美陳述書2頁）

### （3）職業を通じたつながり

- ・ 地元で長年農業の仕事をしていましたので、農業の関係でいろいろと地域の人たちとのつながりがありました。まず、地元農協の中に婦人部というサークルがあり、私はそこでの活動に積極的に取り組み、部長や副部長などの役職にも就いていました。この婦人部の活動では、たとえば冬場にみんなで白菜を栽培し、収穫した白菜をキムチにして販売したり、また1年2回くらいバスで研修旅行などに出かけていました（甲C40第1号証原告関根幸子陳述書3頁）

#### (4) 趣味を通じたつながり

- ・ 私は以前から、俳句と書道の趣味を持っておりました。檜葉の町でも、老人会のクラブ活動で、俳句の会や書道の会に参加するのを楽しみにしていました……私は自宅で書道教室を主宰し、事故当時には2人の生徒に教授していました（甲C2第1号証原告安達貞男陳述書6頁）
- ・ 私は、檜葉町のPTA仲間であり、ご近所の仲良し3家族7名構成でファミリーバンドを組んだりすることもありました。もうひとつのおもては、YOSAKOIという踊りです。これは、年齢にとらわれず、若い人から私たちお母さんたちも一緒に楽しめる創作踊りのようなものです。二人の息子も中学校までは、「檜葉天神龍舞」チーム員として一緒に踊っていました（甲C10第3号証原告金井直子陳述書4頁）。
- ・ 私は、子どものころから卓球をやっていましたので、中学校で卓球の外部コーチを委託されていました。中学生の卓球の指導をするわけです。檜葉町卓球会保護者会長もやっていました。さらに町のスポーツ推進員もやっていました。町単位で年間11くらいのスポーツ競技会があり、その取りまとめ役です（甲C33第1号証原告岩間尊弥陳述書9頁）。
- ・ 私は、PTA活動に参加したり、地域のバレーボールクラブにも所属していました。婦人消防団にも所属して地域のためにつくしてきました（甲C60第2号証松本幹恵陳述書4頁）。

#### (5) その他のつながり

- ・ 檜葉町には行政区という制度がありました。一行政区の中にいくつかの班があり、それぞれに区長、班長がおり、行政に代わって行政からの連絡を伝える、生活ごみの集積、水利・道路の管理など行

政に代わって様々な活動を実施しておりました（甲C1第11号証  
原告早川篤雄陳述書1頁）

- ・ 私も名古屋部落の葬儀組合長として、地域の葬儀を取り仕切ったりすることもありました。また地域の掃除などを手伝うこともあります。（甲C15第1号証原告宗像政俊陳述書5頁）
- ・ 私は、甚六会という組織で祭りの主催者側にもなっていました。甚六会とは、檜葉町で各種の祭りの祭典執行をする団体で、行政区から委託を受けて年中行事のお祭りを主催し、その経費も行政区から出ていました。……檜葉の祭りには、4月の花祭り、夏の盆踊り、冬の鳥小屋といったものがあります。鳥小屋というのは、家々の正月飾りを集めて燃やす行事ですが、これも甚六会の仕事です（甲C33第1号証原告岩間尊弥陳述書10頁）
- ・ お葬式を自宅で行うことがほとんどで、近隣の世帯でつくる葬儀組合がいろいろな手伝いをしていました。女性は2日間にわたって、通夜や精進落としのための料理を作り、接待をし、後片付けもします。男性は町の内外の親しい人に葬儀を知らせに行き、準備や受付を行います。（甲C79第1号証原告渡邊幸生陳述2頁）

## 2 自然と人との関わり

### (1) 川

- ・ 普段都会で暮らす孫たちは、檜葉町に来て、自然の中で遊ぶのをとても楽しみにしていました。木戸川で小さい魚を取り、田んぼの用水堀でどじょうをすくって大騒ぎし、裏山を探検するのは、ちょっとした冒険のようで、そこでいろんな木の実を探ってきて、宝物のように箱の中に並べていました。お正月には天神岬公園で凧揚げをし、毎年冬に飛来する白鳥を見に行き、夏には海に貝殻を拾いに

行きました。春には、主人と一緒に田植え機に乗って田植えをすることもありました。畑のジャガイモやトマトやキュウリなどを泥まみれになり一緒に収穫し、取れたばかりの野菜を食べて喜んでいました。（甲C1第1号証の3原告早川千枝子陳述書7頁）

- ・ 川で鰻もとりました。身の味がとても濃いので白焼きにして食べていました。鮎釣りもしました。天然の鮎は、養殖の下とは違い、食べると川藻の香りが立ちとてもおいしいです。鮎が「香魚」と呼ばれる所以が良くわかりました（甲C1第5号証原告早川篤雄陳述書6頁）
- ・ 檜葉の町は、海が近く川もあり、自然が豊かです。私は、近所の木戸川で鮎釣りを楽しみ、海でイソ釣りをする生活を送っていました（甲C2第1号証原告安達貞男陳述書5頁）。
- ・ 近所には木戸川の清流があり、鮎釣りを楽しみにしていました。海も近いので、投げ釣りでイシモチを釣ることができました（甲C7第3号証原告遠藤庄作陳述書7頁）

## (2) 山菜キノコ

- ・ 私は季節ごとに自然の恵みも楽しんでいました。春は、フキノトウ、ワラビ、ゼンマイ、ウドなどの山菜をとっていました。秋には、シイタケ、マイタケ、アミタケ、イノハナが採れました。また、私はマツタケ採りの名人で、翌友人などに頼まれて、マツタケを探りに行っていました。天然の自然薯も取って食べていました。天然の山菜やキノコは、スーパーで売っているものとは全く味が違います。天然の栗も格別で、畑で取れるものとはくべものにならないくらい甘かったです（甲C1第5号証原告早川篤雄陳述書6頁）
- ・ 山の緑も豊富なこのあたりでは、春になるとタラの芽やコシアブラなどの山菜が豊富で、秋になるとキノコ狩りが楽しめました。若

いころから山歩きが趣味であった私は、こうした近隣の山の恵みを大いに楽しんでおりました。庭の隅には、紫シメジが自生しました。

(甲C2第1号証原告安達貞男陳述書5頁)

- 春は近在の野山に入って、山菜をとるのが楽しみでした。タラの芽、コシアブラ、ワラビ、ゼンマイ、蕗など、様々な山の恵みをふんだんに得ることができました。秋には茸を採ります。アミ茸やイッポンシメジなど、格別の風味を楽しんでおりました(甲C7第3号証原告遠藤庄作陳述書7頁)

### (3) 家庭菜園

- 私の家に畠があるので、農業をしていました。私の家の畠では、トマト、キュウリ、なす、キャベツ、白菜、ほうれん草、たまねぎ、里芋など、野菜はほとんど作っていました(甲C1第1号証の3原告早川千枝子陳述書1頁)。
- 家庭菜園といつてもかなり本格的な畠で、自宅の敷地の裏に、親戚から60坪の畠を借りて耕作していました。広いですから、耕耘機等の農機具を用いないと手が足りません。オクラ、小松菜、インゲン、キュウリ、トマト、トウモロコシなど、様々な野菜を育てて、たくさんの収穫を得てきました。自家用では食べ切れませんから、ご近所や親戚にも配って、食べて貰っていました。日当たりのよい畠で丹精した野菜は大変味が良く、自慢の畠であり、生きがいにしておりました(甲C7第3号証原告遠藤庄作陳述書7頁)

### (4) 山

- 今頃(梅雨時)ですと、ちょうどカッコウが鳴く時期ですね、それで、運が良ければ、ホトトギスが鳴きます。夏は、まずこれから全山、一斉にヒグラシが鳴きます。ヒグラシの鳴き声が終わると、秋のはじめ頃まで、次々とセミが鳴きます。この茶室で四季折々の

音を楽しんでいました（原審における原告早川篤雄本人調書3頁）。

- ・（檜葉に帰ってきたことで良かったことは、）いや、それはもう四季ちゃんとしていますし、千葉あたりとは違ってですね。山紫水明というか、まあ本当にふるさとという感じで、ほっとしたような感じだったですね（原審における原告宗像政俊本人調書13頁）。
- ・ 土いじりは好きでした。やはり種をまいて、収穫できるまで育てるのが楽しみでした。近所の人にあげたらおいしいと言って喜ばれていきました。作って、よろこばれたところにやりがいを感じていました（原審における原告関根幸子本人調書4～5頁）。

#### （5）庭園

- ・ 母の趣味で、いろいろな花を集めてきては植えていたものです。季節の花が咲き、近所の人がわざわざ見に来るような、母の自慢の野草園でした（甲C33第1号証原告岩間尊弥陳述書7頁）
- ・ 私は、檜葉での生活で、どうしてもやりたいことがありました。本格的なガーデニングです。そのために、私は、檜葉で土地を求め、自宅を立て、広い庭を造りました。……庭には芝を敷き詰めました。私は芝生の庭が夢だったので。夏場は涼しく、そこで寝そべったり、芝生があるだけでとても開放感のある庭になるのです。芝刈りをするのも楽しいものです。休みの日に、芝刈り機で伸びた芝生をキレイにすることは気持ちを整えるのにとても良いのです。また、庭には多くの木や花を植えました。お気に入りは庭の内苑に植えたエメラルドグリーンです。……もちろん花も植えました。庭には花壇を造り、季節に応じた花を植えていたのです（甲C72第1号証原告柴田和夫陳述書2頁）

### 3 つながりとかかわりの持続性、承継性

#### (1) 世代の承継

- ・ 檜葉は、主人の両親と田や畠を耕し、米・野菜を作り、そして3人の子供を育てあげた場所であり、結婚して独立した子供たちが孫を連れて皆で遊びに来てくれる、そんな場所でした（甲C1第1号証の3原告早川千枝子陳述書7頁）
- ・ 盆栽は、なくなった母親の代から育てている真柏や松、銀杏など、何十年も丹精をつづけた貴重なものがいくつもありました。南天やツツジなど、植木もたくさん植えていました。（甲C2第1号証原告安達貞男陳述書5頁）
- ・ 自宅は、もともとご先祖からご両親を通じて受け継いできた敷地です（原審における原告猪狩正則本人調書15頁）
- ・ 私と私の先祖は代々この檜葉の地に住んできました。ずっとここで育ち、この地に根を張り、隣人と助け合って生きてきました（甲C30第1号証原告遠藤良司陳述書6頁）
- ・ 私のご先祖は、代々檜葉の人間でした。私は7代前のおじいさんの名前まで知っています。7代前といえば江戸時代です。もちろん私が名前を知っている範囲で、という意味であって、私の祖先はそれよりもずっと前から檜葉に住んでいました（甲C33第1号証原告岩間尊弥陳述書1頁）

#### (2) 伝統文化の承継

故郷には、古くから伝わる伝統文化が継承されており、それを意識的に維持、復活をする取り組みが続けられてきていた。

- ・ 原告早川篤雄は、代々伝わるお寺の住職であったが、花まつり、じんがら念佛踊り、月例念佛会、お施餓鬼を復活させ、部落の子どもたち、青年たちなどたくさんの人々がお寺に集まるようになった

(原告早川篤雄本人調書 7 頁、 8 頁)。

- 祖先が代々神官だったので、私も出羽神社の神社総代を務めています。大同年間に創始されたという歴史ある神社であり、年に何回かの祭事、祭礼でも、様々な行事をとり行う役割を担っていました。中でも、古くから伝承されている大滝神社の浜降りという祭事は、福島県の無形文化財に指定されている由緒ある文化行事です。町内の木戸八幡神社（雄）と出羽神社（雌）の雌雄の神々を祀る厄払い祭事で、町内を流れる木戸川上流に鎮座する大滝神社（本宮）から木戸八幡神社、出羽神社にご神体が神幸となり、前後 5 日をかけて再び大滝神社に還御する壮大な祭事です。その 4 日目には「浦安の舞」という巫女の舞が奉納されますが、これは地域の氏子さんの家の娘が、歴代にわたってその伝統技能を継承してきました。また、宮出しに用いられる神輿も歴史あるもので、新たに作れば数千万円かかるものです。（甲 C 3 第 3 号証原告猪狩正則陳述書 4 ~ 5 頁）

### (3) 自宅

- 自宅は、入母屋造の二重屋根を持つ平屋で、神社などで用いられる伝統的な工法で建築しています。父親の先祖は神主なので、宮大工である親戚（姉の夫）があり、これに依頼して建ててもらいました。このように私にとって思い入れのある大事な自宅（です）（甲 C 3 第 3 号証原告猪狩正則陳述書 4 ~ 5 頁）
- 自宅は、入母屋造りの日本建築で、大黒はケヤキの八寸、恵比寿の柱はケヤキの七寸五分、檜の五寸の通し柱など、太い柱と松の梁（一尺二寸）を多用し、床は桜材を用いた自慢の家です（甲 C 7 第 3 号証原告遠藤庄作陳述書 6 頁）。
- 庭を広くとって、旧自宅の頃から丹精した植木を大切に育ててい

ました。前庭 80 坪、裏庭 20 坪に、昔自分が山から掘り出してきた黒松 3 本、ツツジ、サツキ、南天、柿やイチジクなどの果樹、その他様々な樹木を配置しておりました（甲 C 7 第 3 号証原告遠藤庄作陳述書 6 ~ 7 頁）

**(4) 檜葉を離れてもつながりが承継されてきたこと**

- ・ 原告宗像政俊は、「おふくろさんを面倒見たい」という思いと、「生まれ育った故郷ですから、いずれ返って生活しようというような考え方（いた）」ため、故郷である檜葉町に戻ってきた（原審における原告宗像政俊本人調書 11 頁）。
- ・ 長男が大学を卒業すれば親の務めも終わると思っていました。私は高校を卒業して東京に出て暮らしていく中、いずれ故郷に錦を飾りたいという思いをずっと持ち続けていました。私が高校の同窓会でこのような思いを話すと、多くの友人たちが同じ思いを持っていました。（甲 C 37 第 1 号証原告古市満雅陳述書 5 頁）

**(5) 農地への愛着**

- ・ 私が所有していた田畠は相続で父から受け継ぎました。田んぼでは、毎年おいしい米が、畠ではジャガイモ、サトイモ、キャベツ、白菜、大根、アスパラガス、ナス、キュウリ、カボチャ、ネギ、ニンジン、ニラ、ほうれん草、ブロッコリー、トマト、ゴーヤ、玉ねぎなどの四季折々の野菜が毎年取れました。お盆などで規制した裁、孫が農作業を手伝ってくれることもありました（甲 C 1 第 5 号証原告早川篤雄陳述書 6 頁）
- ・ このように、本件事故まで私たちが毎年、野菜やコメを収穫してきた田畠は、私の両親と私を含めた兄弟姉妹が、大変貧しい暮らしの中、山林を切り開き、やせた土地を何度も耕して苦労に苦労を重ねて作り上げたものでした。したがって、実家からこの土地を譲り

受けた私としては、この田畠に誰よりも愛着があり、女平地区に戻らないと決めた今でも、亡くなった私の両親が戻って来いと言っているのではないかと後ろ髪を引かれる思いがあります。(甲C22  
第3号証原告寺山千栄子陳述書4頁)

### 第3 榛葉町の現状

榛葉町の現状については、一審原告ら控訴審準備書面(9)の第6章で詳述したとおりであるが、ここでは、2019（令和元）年6月13日に実施された現地進行協議の結果などに基づいて主張を補足する。

#### 1 現地進行協議の結果から

##### (1) 現地進行協議の概要

ア Jヴィレッジ

JヴィレッジセンターハウスからJヴィレッジ屋外練習施設を見聞した。

現地進行協議が実施された2019年6月13日は平日であったが、練習グラウンドに人気はなく、プールやジムなどの施設を利用する地元住民の姿を見ることはできなかった。一審被告代理人からは、各種イベントが開催されることが説明されたものの、Jヴィレッジは、日本サッカーのナショナルトレーニングセンターであつて、地域住民のための施設ではなく、地域のためのイベントが行われるところではない。そのため、一審原告らを含む地域住民の「地域生活利益」を構成する要素となる施設ではなく、Jヴィレッジの営業再開によって一審原告らがはぐ奪された「故郷」を取り戻すことにつながらないことが説明された。

詳細は後述（第8章）する。

## イ 笑ふるタウン

笑ふるタウンは、帰還町民・長期避難者・就業者・研究者のための居住・生活空間の形成を目的として檜葉町が医療・福祉・商業・交流施設を集積させて復興拠点として開設された「コンパクトタウン」である。

### (ア) 笑ふるタウン商業施設

2018年6月に商業施設「ここなら笑店街」がオープンし、スーパー「ネモト」のほか、飲食店（おらほや、なごみ家、豚壱、マリデカフェ、アルジャーノン）、理容店、コインランドリーが営業をはじめているが、町には、働く世代の帰還が進んでおらず、人手不足が続いている。各店舗の従業員も町外から通勤していること、購買客は作業員等が中心となっており、事故前とは、購買層が変化してしまっている状況が説明された。

### (イ) 檜葉Canvas（交流施設）

笑ふるタウン隣にふたば復興診療所（リカーレ双葉）が開設されているが、診療科目は、内科と整形外科のみと少なく、町内に帰還している者も、避難中に通院していたいわき市のかかりつけの医者まで車で通って状況にあり、「リカーレ双葉」は、いまだ住民のニーズに応えたものとなっていない状態であることが説明された。

### (ウ) 中満南住宅団地

中満南住宅団地は、町営の災害公営住宅であるが、団地内の見分を通じて、現在も空き室が残されていることや、団地内には集会所も設けられているがほとんど利用されておらず、住民同士の交流がなく帰還した者の間であらたな地域コミュニティを形成されていないことが説明された。また、各戸とも庭が付いている

ものの庭いじりをしている世帯は半分にも満たず、楓葉町に帰還をしても豊かな自然の恵みを享受することはできていない状態にあることも併せて説明された。

## 2 人口動態について

### (1) 人口の減少が続いていること

楓葉町は、本件事故後、2011（平成23）年4月22日の避難区域の再編後も、警戒区域に指定されてきたが、2012（平成24）年8月10日、警戒区域の指定が解除され避難指示解除準備区域となり、2015（平成27）年9月5日、避難指示が解除されている。

楓葉町住民基本台帳人口は、2011（平成23）年3月11日現在8,011人であったが、減少を続け、2019（平成31）年3月31日現在6,908人となっており、事故当時から1,103人減少している。この増減には、事故後住民登録を楓葉町に移した転入者が含まれている。

なお、本件事故後今年2月27日までに1,844人が転出し、796人が転入しており、なお町外に避難者している者が3,620人である。

### (2) 帰還者数が頭打ちになっていること

ア 楓葉町では、避難指示解除後、2015（平成27）年10月20日以降、2017年3月3日まで、毎月一回、避難指示解除前日である2015（平成27）年9月4日現在の住民基本台帳人口7,363を分母とし、「防犯パトロール隊及び町内居住者確認表による状況確認（4日以上滞在者）」帰還者数を分子とする帰還者集計及び帰還率を公表していた。

公表された2015（平成27）年10月20日には、本件事故

時檜葉町に住民登録していた住民の4.3%が帰還しており、2017（平成29）年3月3日には11.11%になっていた。

	世帯数	増減	人数	増減	帰還率
H27.10.20	203		321		4.36%
H27.11.4	216	13	346	25	4.70%
H27.12.4	235	19	388	42	5.27%
H28.1.4	247	12	421	33	5.72%
H28.2.4	256	9	440	19	5.98%
H28.3.4	263	7	459	19	6.23%
H28.3.22	270	7	465	6	6.32%
H28.4.4	273	3	473	8	6.42%
H28.4.28	287	14	503	30	6.83%
H28.6.3	311	24	536	33	7.28%
H28.7.4	344	33	600	64	8.15%
H28.8.4	361	17	641	41	8.71%
H28.9.2	376	15	681	40	9.25%
H28.10.4	385	9	696	15	9.45%
H28.11.4	396	11	718	22	9.75%
H28.12.2	405	9	737	19	10.01%
H29.1.4	419	14	767	30	10.42%
H29.2.3	424	5	781	14	10.61%
H29.3.3	441	17	818	37	11.11%

(甲A第839号証 檜葉町町内帰還者集計表平成29年3月3日現在)

イ その後、帰還者数ではなく、住民基本台帳人口を分母とし、本件事故後に檜葉町に住民登録をしたものと含む町内居住者数を分子とする町内居住者数が公表されるようになっている。

その数字によれば、仮設住宅の提供が打ち切られた2017（平成29）年3月末を境に、町内居住者数自体は増加しており、2019（令和元）年7月31日現在の住民基本台帳人口は6,885名、居住者は3,821人、町内居住率は55.50%であり、2011年3月11日の住民基本台帳人口8,011人を分母とするところ47.7%が町内で居住している計算となる。

ウ 檜葉町内の居住世帯数及び居住者数は、避難住宅の無償提供が打ち切られた2018年3月及び4月に414世帯、912人の増加と顕著な増加を見せたものの、その後増加は鈍化している。

	住基人口	増減	世帯数	増減	居住者数	増減	65歳以上	19歳以下	高齢化率	居住率	人口数311比
H29.3.31	7,215		760		1,508		—	—	—	20.9%	90.06%
H29.4.30	7,231	16	854	94	1,616	108	621	154	38.4%	22.3%	90.26%
H29.5.31	7,241	10	896	42	1,683	67	629	175	37.4%	23.2%	90.39%
H29.6.30	7,233	-8	920	24	1,740	57	645	186	37.1%	24.1%	90.29%
H29.7.31	7,215	-18	953	33	1,784	44	660	187	37.0%	24.7%	90.06%
H29.8.31	7,184	-31	1,019	66	1,906	122	724	192	38.0%	26.5%	89.68%
H29.9.30	7,160	-24	1,038	19	1,947	41	736	195	37.8%	27.2%	89.38%
H29.10.31	7,153	-7	1,081	43	2,030	83	767	201	37.8%	28.4%	89.29%
H29.11.30	7,142	-11	1,124	43	2,105	75	801	206	38.1%	29.5%	89.15%
H29.12.31	7,141	-1	1,173	49	2,203	98	840	214	38.1%	30.9%	89.14%
H30.1.31	7,140	-1	1,213	40	2,270	67	856	221	37.7%	31.8%	89.13%
H30.2.28	7,108	-32	1,272	59	2,390	120	906	229	37.9%	33.6%	88.73%
H30.3.31	7,047	-61	1,530	258	2,929	539	1153	277	39.4%	41.6%	87.97%
H30.4.30	7,046	-1	1,686	156	3,302	373	1285	304	38.9%	46.9%	87.95%
H30.5.31	7,046	0	1,711	25	3,343	41	1306	306	39.1%	47.4%	87.95%
H30.6.30	7,007	-39	1,715	4	3,367	24	1311	310	38.9%	48.1%	87.47%
H30.7.31	7,006	-1	1,752	37	3,424	57	1334	310	39.0%	48.9%	87.45%
H30.8.31	6,996	-10	1,775	23	3,481	57	1356	322	39.0%	49.8%	87.33%
H30.9.30	6,990	-6	1,789	14	3,510	29	1368	327	39.0%	50.2%	87.26%
H30.10.31	6,996	6	1,809	20	3,560	50	1369	346	38.5%	50.9%	87.33%
H30.11.30	6,982	-14	1,828	19	3,599	39	1375	357	38.2%	51.5%	87.16%
H30.12.31	6,971	-11	1,832	4	3,613	14	1397	354	38.7%	51.8%	87.02%
H31.1.31	6,969	-2	1,841	9	3,641	28	1401	365	38.5%	52.2%	86.99%
H31.2.28	6,946	-23	1,847	6	3,657	16	1400	368	38.3%	52.6%	86.71%
H31.3.31	6,908	-38	1,843	-4	3,678	21	1416	379	38.5%	53.2%	86.23%
H31.4.30	6,892	-16	1,874	31	3,729	51	1430	392	38.3%	54.1%	86.03%
R1.5.31	6,890	-2	1,878	4	3,741	12	1440	393	38.5%	54.3%	86.01%
R1.6.30	6,881	-9	1,884	6	3,761	20	1447	394	38.5%	54.7%	85.89%
R1.7.31	6,885	4	1,927	43	3,821	60	1455	405	38.1%	55.5%	85.94%

(甲A第840号証の1ないし29から集計)

### (3) 帰還者のうち高齢者が40%弱を占めていること

町内居住者の年齢別では、65歳以上が1,455人、居住者全体の約38%を占めている。

事故前には686名の児童生徒が町立の小中学校に在籍していたが、2019年度は全部で107名となり、児童生徒は6分の1にまで減少している。2019年4月、檜葉南小学校に入学した児童は7名、北小学校は8名、檜葉中学校に入学した生徒は9名である。

### 3 ひとたび失われた「故郷」が取り戻せていないこと

2015年9月10日、檜葉町の避難指示が解除された後、「笑ふるタウン」が整備され、2016年2月にふたば復興診療所（ふたばリカーレ）が、2017年に中満南住宅団地の一部に入居が始まり、2018年6月に商業施設「ここなら笑店街」がオープンしている。商業施設

北側には宅地の分譲も進められている。

2019年4月には国道6号線沿いの「道の駅ならは」、「Jヴィレッジ」が再開し、「ならはスカイアリーナ」が開業するなど、楓葉町でも見かけの「復興」は進んでいる。

しかしながら、いわゆる「箱もの」の整備が、一審原告らの「地域生活利益」を回復することにつながっていないことは、町内から災害公営住宅である中満南住宅団地に入居した者同士であっても、あらたな地域コミュニティが生まれることにはつながらず地域の協働的な生活が失われたままになっており、なにより友人・知人たちとの交流を取り戻すこともできおらず人と人のつながりが失われてしまっていることから見ても明らかである。

また、畠仕事、土いじり、山菜がり、キノコ狩りなど自然の豊かな恵みの中での人と自然の関わりも取り戻せていないこともまた明らかとなつた。

すなわち、現地進行協議によって、一度奪われた「ふるさと」は、現在、国や被告東電が進めている「復旧」「復興」では取り戻すことができないことを意味しており、ひとたび失われた「ふるさと」は容易に回復するものではないことが明らかとなっている。

## 第8章 広野町

### 第1 現地進行協議の結果

本項（第1）においては、先般の現地進行協議（甲A795、甲A796）により明らかとなったJR常磐線広野駅前商店街と同駅東側の変貌、及びJヴィレッジの現状について述べる。

なお、これらについて、及び広野町の教育機関、医療・福祉機関、主要産業としての農業等については控訴審準備書面(9)「被災町村の現況」第7章で既に述べている部分もあるため、参照されたい。

#### 1 広野駅前商店街について

##### (1) 本件事故前の広野駅前商店街（原審の検証調書）

広野駅前商店街は、常磐線広野駅の西側を南北に約1キロメートルに延びる駅前商店街であり、国道6号線の旧道沿いにあり古くから町の商業の中心であった。商店街には、農協、郵便局、信用金庫、飲食店、肉屋、魚屋、米屋、野菜直売所、豆腐屋、和菓子屋、酒屋、雑貨屋、呉服屋、洋品店、理容室、電気屋、自動車工場、金物屋、新聞屋、医院、薬局など、ありとあらゆる店舗が軒を連ねていた。

また、商店街の北側にはアイアイというスーパーマーケットであって、生鮮食品等の食料品や日用品など豊富な品ぞろえの商品を購入することができた。

そのため、広野町の住人は、日常的な買い物については、ほとんど全て、この広野駅前商店街とアイアイで済ませることができるという利便性を享受していた。また、商店街の賑わい自体が、広野町住人の営業活動や職業生活であったし、町に活気をもたらしていた。

##### (2) 2016（平成28）年7月頃の広野駅前商店街の状況（原審の検証調書）

広野駅前商店街については、原審において、事故から約5年後の平

成28年7月22日に検証が実施されている。

その時点では、商店街のうち5割ほどの店舗は閉店・撤退しており、一部の店舗のみが営業しているだけで、それも部分的に営業しているにすぎない状態であった。また、閉店・撤退した店舗については、建物自体が解体されて更地が目立つ状態であった。

具体的には、営業していたのは、作業員等からの需要がある飲食店（前浜、柏屋）、四ツ倉精肉店（平成28年に営業再開）、菓子屋（みどり屋、ただし限定的営業）、根本酒店、マルヤ酒店、まるや文具店、ひので美容店（ただし予約が入ったときのみの営業で1週間に3人程度）、山下呉服店、島村金物店、岡田新聞店（ただし営業部数は1200部から600部に減少）、馬場医院、高野病院、新妻歯科医院、広野薬局ぐらいであった。

他方で、閉店状態であったのは、魚竹魚店、洋品店スズラン、ファッショングラザなかつ、池田屋、カットパーマ・オオスカ、和菓子のやまだ、ほていや、根本医院、鈴木歯科医院などが閉店状態であった。

このうち、魚竹魚店、ファッショングラザなかつ、池田屋などは建物自体が解体されて更地となっていた。さらに、事故後すぐに閉店したアイアイも、依然として閉店状態で、テナントには除染業者が長らく入居していたが、それも退去していた。

そのため、広野駅前商店街では、日常の食料品や日用品を購入することはほぼ不可能となり、広野町の住民は、いわき市などの町外でこれらを購入する不便を余儀なくされていた。

### (3) 2019（令和元）年6月頃の広野駅前商店街の現状

（甲A第795号証8～18頁、甲A第795号証3～20頁、甲C21第14号証、畠中大子本人調書）

ア その後、約3年後の2019（令和元）年6月13日に実施され

た現地進行協議期日の時点で明らかとなつたのは、広野駅前商店街は全く回復が見られず、むしろ後退をしているという現実である。取り壊された店舗は更地のまま、建物としては残存している店舗もほとんどが閉まつたまま、むしろ、この間に閉店したり、建物が取り壊されて更地になった場所も散見された（甲 A 第 795 号証 10 頁）。

具体的には、マルヤ酒店自体は営業を継続しているものの、事故前には両側に店舗が立ち並んでいたところ、軒並み取り壊されて空き地になるか、閉鎖されている。

魚竹魚店、ほていや、洋品店スズランも閉店したまま再開していない（甲 A 第 795 号証 13 頁、14 頁）。

四ツ倉精肉店は営業を継続しているが、その向側の店舗は、取り壊されて空き地になっている。ファッショングラザなかつは、検証時には既に取り壊されていたが、加えて、その隣も更地となった。池田屋についても検証時には取り壊されていたが、その後、残存していた隣接する建物（豆腐屋など）についても新たに更地になり、カットパーマ・オオスカや和菓子のやまだも依然として閉店したままである。これら取り壊されて更地になった場所に、新しい店舗が再築された所はない（甲 A 第 795 号証 14～16 頁）。

むしろ、唯一の衣料品を扱う山下呉服店が店主の病気と後継ぎがないことにより閉店するなど、この間に閉店してしまった商店もある（甲 A 第 795 号証 17 頁）。

スーパーマーケット・アイアイについても、依然として閉店状態である（甲 A 第 795 号証 10～11 頁）。

現在、広野駅前商店街で営業を継続しているのは、農協、郵便局、信用金庫のほかは、四ツ倉精肉店、みと屋、根本酒店、マルヤ酒店、

島村金物店などの数店舗に過ぎない（甲A第795号証10頁）。

イ このように、原発事故後8年が過ぎて避難指示解除から年数を経ても、広野駅前商店街の大半の店舗は再開しておらず、むしろ建物の解体は進み、再開していた店舗も採算が取れなかったり、後継者不足で閉店に追い込まれている。商店街は、回復するどころか、むしろ後退しているのである。

その原因は、住民が元の状況に戻らず、特に若い世代、働いている中心世代である生産年齢の住民が帰還していないことにより（後述）、消費も進んでいないからである。

広野駅前商店街では、平日の日中でもほとんど人気はない。新しい住民や滞在中の者も商店街を利用していないため、見かけることは稀である（甲A第795号証17～18頁）。

帰還者が高齢者ばかりとなっている広野町において、町内で日常の買い物を済ませられないのは大きな生活利便上の問題であって、現時点は自動車が運転できていわき市等に買い物に行くことができても、今後運転ができなくなった場合にはどうすれば良いのか、大きな不安を抱いている（甲C31第14号証）。

## 2 広野駅東側の状況

### (1) 事故前の広野駅東側の状況

原発事故前、広野町には稲作の兼業農家が多く、作付け農家数は約400戸、約300haの田があるなど、主要産業であった。広野駅東側一帯も、そのほとんどが田畠であった（甲A第797号証）。

### (2) 現在の広野駅東側の状況

（甲A第795号証18～24頁、甲A第796号証20～27頁、  
甲C21第14号証、畠中大子本人調書）

ア しかし、2019（令和元）年6月13日に実施された現地進行協議期日の時点で、広野駅東側には、ビジネスホテル「ハタゴイン福島広野」、オフィスビル「広野みらいオフィス」（2016（平成28）年3月26日竣工）等が開業している。しかし、ハタゴイン福島広野は、主に原発関連・廃炉関連作業に従事する者の宿泊施設としての需要を満たすものであり（甲A第795号証19～20頁）、広野みらいオフィスに入居するテナントも、ほとんどが東京電力関連、原発関連・廃炉関連作業（東双不動産管理株式会社、鈴建興業株式会社、原電エンジニアリング、除去土壤等減容化・再利用技術研究組合、関電プラント。甲C21第16ないし19号証）の企業であり、それ以外も大半が建築会社である（甲A第795号証20～22頁）。したがって、これら施設は、広野町の住民の生活や復興に資するものではない。

イ また、原発事故後、広野町内には至る所にプレハブ造りの作業員宿舎が点在し、これが町内3000人を超える滞在者の宿舎となっていた。

そして、2016（平成28）年以降、広野駅前東側のもとは田畠であった土地に、新しく共同住宅が次々と建てられて何十棟も並ぶようになった。これらは原発作業関連会社の宿舎や寮であり、そのほとんどが単身者用である。駐車場に停められた車も、地元のいわきナンバーよりも水戸、土浦、あるいは福井など、原発関連の地方のナンバーが目に付く（甲A第795号証22～24頁、甲A第798号証）。一方で、町内に点在していたプレハブ宿舎は、現在はそのほとんどが撤去されている。

このように、現地進行協議期日により、広野町は、本件事故直後から原発関連作業や除染作業の前線基地となっているところ、廃炉

作業が相当長期化することを見越し、恒久的な前線基地として作り変えられている途上であることが明らかとなった。

### 3 J ヴィレッジについて

#### (1) J ヴィレッジの概要と現状（甲A第795号証25～27頁）

ア 現地進行協議において対象となったJ ヴィレッジは、1997年（平成9）年に開設されたスポーツ施設（屋内外トレーニング施設、宿泊施設等）かつ日本サッカー界初のナショナルトレーニングセンターで、広野町と楢葉町に跨がって立地している。プールやジムなどの一部施設は地域住民にも解放されていた。

設立経緯としては、福島県内に原子力発電所を含む多くの施設を所有していた被告が、1994年（平成6）年に地域振興施設の造営・寄贈を行うこととしたが、地域密着を掲げて人気を博していたサッカーと結びつけた整備が適当と判断され、日本サッカー協会が協力する形でナショナルトレーニングセンターを設立することになったというものである。

最終的に、被告は、広野火力発電所に隣接した広野町町有地に建設を決定し、約130億円をかけてJ ヴィレッジを建設した。竣工後、J ヴィレッジは福島県へ寄贈され、福島県の外郭団体である県電源地域振興財団の所有となっている。

そして、施設運営のために福島県、日本サッカー協会、被告からによる各10%の出資を中心として株式会社日本フットボールヴィレッジを設立し、同社が施設を借り受ける形でJ ヴィレッジの管理・運営を行っていた。

イ 本件事故に伴い、2011（平成23）年3月15日からスポーツ施設としては全面閉鎖され、国が管理する原発事故の対応拠点と

なっていた。

その後、2018（平成30）年7月18日より部分的に再開され、同年9月8日には新しい全天候型練習場の利用が始まった。

現地進行協議においては、この再開されたJヴィレッジの様子を確認した（甲A第796号証28～32頁）。

**(2) Jヴィレッジが広野町のふるさと回復には資さないこと**

ア しかし、Jヴィレッジは、確かに広野町及び檜葉町には事故前から存在していたものの、地域住民のための施設ではなく、地域住民のためのイベントが行われるところでもなく、住民が集う場所でもなかった。

一審原告らのうち広野町あるいは檜葉町に居住していた者の陳述書等の中でも、Jヴィレッジをふるさとの一部として捉えた記述はほとんどと言っていいほどない。あえて取り上げれば、「左足の骨折の治療の後、Jヴィレッジの整形外科に通院」（甲C2第1号証）、「広野町には…Jヴィレッジがあります。…日本サッカー界の重要な拠点でした」（甲C6第1号証）と、住民にとっての位置づけを述べる記述はない。

これは、広野町内にある同じスポーツ公園である二ツ沼総合運動公園については、「事故前の休日は、広野町の住民が多く集う、憩いの場でした。」と述べられているのとは対照的である（甲A第795号証25～26頁）。

イ 現地進行協議においても、Jヴィレッジを利用している地域住民はほとんど見かけることができず、まして、地域住民が集って親しく茶飲み話をするような状況は確認できなかった。

単に、誰も利用していない整備されたスポーツ施設を確認しただけである。

ウ 一審原告らは、「ふるさと喪失」損害として、①コミュニティの中での生活、豊かな自然の中での生活、③自宅での生活、④伝統文化、⑤職業、そして⑥地域生活利益が享受できなくなったことを主張してきた。

この地域生活利益は生活費抑制機能、相互扶助機能、行政代替機能・環境保全機能、人格発達機能の諸機能からなる。

しかし、上記の通り、Jヴィレッジは、事故前から一審原告らの地域生活利益を構成する要素とはなっておらず、それゆえに、一審原告らの中で本件事故によりJヴィレッジが閉鎖されたことを被害として主張する声は全く上がらなかつたし、そのような主張もこれまでしていない。

したがって、Jヴィレッジの営業が再開されたとしても、Jヴィレッジが地域住民のための施設等ではない以上、一審原告らの「ふるさと喪失損害」の回復には全く資さないのであって、当然ながら、ひとたび喪失はく奪された「ふるさと」が回復されたことにもならない。

むしろ、地域住民の意向を汲まない、置き去りにした形だけの「復興」を象徴しているだけである。

## 第2 広野町の現状

### 1 人口動態に関する補足

- (1) 住基登録人口について（甲A第818号証・行政情報開示請求書、甲A第819号証・公文書開示決定通知書）

ア 一審原告らは、控訴審準備書面(9)「被災町村の現況」において「2019（平成31）年3月31日現在の広野町の住基登録人口は4735人で、そのうち町内居住者が4117人、加えて滞在者が2

492名おり、みなし居住率（町内居住者と滞在者を足して住民登録人口で割った数値）は139.6%、帰還率（町内居住者を住民登録人口で割った数）は86%である（甲C21第15号証）。しかし、本件事故前の住民登録人口は5490人であり、現在までに755人減少している。これは、一部は死亡した者も含まれているが、その多くは帰還を諦め、他所に転出して住民登録した者である（甲A761。平成23年から平成27年までで、転出者が転入者を292人上回る）。

したがって、本件事故前の住民登録人口を基礎とした現在の帰還率は74%（=4117人÷5490人）であり、これがより実態に近い。」（88頁）と主張した。

イ 広野町により2019（令和元）年6月4日に開示された住民記録異動事由別集計表（甲A第819号証20頁以下）によれば、転出者数と死者数は以下の通りである。

期間	転出者	死者
H23.4.1～H23.9.30	197名	31名
H23.10.1～H24.3.31	87名	35名
H24.4.1～H24.9.30	101名	29名
H24.10.1～H25.3.31	92名	38名
H25.4.1～H25.9.30	96名	31名
H25.10.1～H26.3.31	168名	29名
H26.4.1～H26.9.30	105名	29名
H26.10.1～H27.3.31	157名	38名
H27.4.1～H27.9.30	148名	35名
H27.10.1～H28.3.31	193名	42名
H28.4.1～H28.9.30	140名	41名

H28.10.1～H29.3.31	266名	40名
H29.4.1～H29.9.30	199名	26名
H29.10.1～H30.3.31	186名	41名
H30.4.1～H30.9.30	150名	34名
H30.10.1～H31.3.31	165名	29名

このように、2011（平成23）年4月1日から2019（平成31）年3月31日までの8年間で、広野町の住基登録人口のうち、転出者は累計2450名である一方、死亡者は548名で、転出による住基登録人口の減少が、死亡によるそれよりも圧倒的に多いことがデータからも裏付けられた（なお、住基登録人口が約3000人減少していないのは、以下に述べる通り、事故後、広野町に滞在する原発関連作業員が爆発的に増加し、そのうち一定割合が転入者として登録されているからである）。

事故前住基登録人口から現在の住基登録人口への減少分は、主に帰還を断念した住民の転出によるものであるから、やはり、帰還率算出の際の母数は、事故前住基登録人口とすべきこととなる。

広野町の帰還率は、86%ではなく、74%がより実態に近いのである。

ウ 加えて、広野町が公開した「特定時点における2011年3月1日時点で住民基本台帳に登録している方の町内居住者数」（甲A第819号証末尾から3頁目）によれば、2011（平成23）年3月時点での住基登録人口は5490人であったところ、その者らに限定した町内居住者数は、2019（平成31）年3月の時点で3224人であることが明らかとなった。

そして、帰還率は本来、事故前の住民に限定して算定すべきであ

る。すなわち、2019（平成31）年3月31日時点の広野町の住基登録人口総数は4117人であるところ、上記3224との差にあたる893人は、原発関連作業員等が転入届をしたか、新たに転居してきた者（例えば、より原発に近い町村から避難・転居してきた者）らであって、帰還率の算定に含めるべきではない。

そうすると、広野町の純粋な帰還率は、2019（平成31）年3月末で約58%（=事故前に住基登録していた者で広野町に居住している者3224人÷事故前住基登録人口5490人）である。

その後、現在まで約5か月間の帰還者数はごく少数であるから、現在の帰還率も6割弱とみることができる。

この6割弱という帰還率は、実際に帰還した者らの実感にも合致している。一審原告らは、これまで町が発表した限定的なデータをもとに算出された86%という帰還率が実態に即していないとして上記の通り74%がより実態に近いと主張してきたが（控訴審準備書面(9)「被災町村の現況」の第7章参照）、今般広野町から公開されたデータによって正確な帰還率が約58%であることが明らかとなつたため、訂正する。

広野町の帰還率も、実際はいまだ6割弱のが現状なのであって、若年世代の大幅な減少とあいまつて、コミュニティの復活が困難となっていることの大きな原因となっている。

現時点において、住民間の近所付き合いは事故前と比べずつかり減り、隣組、水利組合、老人クラブ等は名目上は復活しているが、参加する人がいないため実質亭には休止状態となっている（甲C3 1第14号証4頁等）

## （2）原発作業・廃炉作業等に関する滞在者数の推移

広野町が公開した「特定時点における2011年3月11日時点で

住民基本台帳に登録している方を除いた町内居住者数」（甲A第819号証末尾から2頁目）は、2019（平成31）年3月時点で3385人である。この者らは、要するに滞在者であり、その大半が原発関連作業員である。

広野町には、最大で4167人（2017（平成29）年3月）の原発関連作業員が滞在しており（なお、厳密には住基登録する滞在者・原発関連作業員もいるから、実際にはこれよりも多くなる）、現在も、多少減少したとはいえ少なくとも3385人の原発関連作業員が滞在している。この人数は、既に述べた「原発事故前からの住基登録者で現在の町内居住者」3224名より多い。すなわち、広野町は事故以降、元の住民より原発関連作業員の滞在者が多い状態で、これが現在も続いている（なお、一審原告らは控訴審準備書面(9)において、広野町に現在滞在している原発関連作業員数が約2500名で元の住人は約4100人であると主張したが、今般広野町から公開されたデータによって、正確な人数が上記の通りで、実際には滞在者数が元の住人の帰還者数を超えていることが明らかとなつたため、その旨主張を訂正する）。

この観点からも、広野町が廃炉作業の前線基地に変貌してしまったこと、元の住民より作業員が多いことによる元の住民の不安やコミュニティ復活の困難さが浮き彫りとなってくる。

### (3) 小括

一審原告らは、長年にわたる密接な関係を基礎に、信頼でき安心できるコミュニティを形成してきた。

しかし、原発事故から約半年後に避難指示が解除された広野町でさえ、8年6か月経って帰還した元の住民は6割程度である（2019（令和元）年8月末時点で、同年3月末時点と状況はほとんど変化し

ていない)。その内情も、若年世代の大幅な減少と高齢世代の増加という状況で、かつて密接・活発だった地域コミュニティを再築することは未だにできていないし、今後も見通しが立たない。他方で、帰還した元の住民を超える滞在者があるが、滞在者が地域コミュニティには参加せず、その構築に資するものではないことは既に明らかとなっている。

したがって、一審原告らが故郷広野で築いてきたコミュニティは、2019（令和元）年8月末日時点でもいまだ回復しておらず、従来享受してきた故郷を喪失・変容したままである。

## 2 広野町の農業に関する補足

一審原告らは、広野町の農業の現状について控訴審準備書面控訴審準備書面(9)「被災町村の現況」96頁以下で主張をしたが、実際に農業を再開している一審原告渡邊榮一の陳述書（甲C31第14号証）を踏まえて若干補足をする。

広野町で作付けされた米は、購入しようとする業者がいないため、基本的にはJAに購入してもらうしか方法がない。そして、JAにおいて米はその品質により等級分けされて等級（一等米、二等米、等外）ごとに買取価格が決定されるが、一審原告渡邊榮一らをはじめ、多くの農家の米は等外とされて、極めて低額で買い取られる。しかも、等外とされた米の多くは、加工用や飼料米として扱われる。いまだ消費者から放射能の影響を懸念されているため、しかも実際に基準値以下とはいえ一定の放射線は検出されるため、広野町の米は買い叩かれる状態が続いている。（甲C31第14号証1頁、2頁）。

しかも、事故以降、広野町あるいは近隣町村の農地が放置されて荒れた影響で、広野町の農地には害虫や害獣（イノシやハクビシン）が増加

し、その防除費用も増加している。これらを防ぐためには基本的には草刈りをするしかないため、例えば原告渡邊榮一も、事故後新たに2台の草刈り機を合計約32万円で購入した。加えて、化学肥料や化学農薬への支出も増加している（甲C31第14号証3頁）。

米の買取価格は上がらない一方で、むしろ支出は増えており、それゆえ、原告渡邊榮一においても、2014（平成26）年の作付け再開から5年たっても、収支は赤字の状態が続いている（甲C31第14号証3頁）。

このため、広野町で帰還して農業を再開した者も、採算が取れずに農業を断念する者が増えている。作付け農家数が、作付けが再開された2013（平成25）年の113戸から、2017（平成29）年の103戸へとむしろ減少していることは、前記書面で述べた通りである（なお、事故前作付け農家数は約400戸）。作付けを断念した者は、広大な農地を一括して扱う業者に委託しているが、収入は当然ながら減少しているし、そもそも業者への委託では農業が復活しているとは言えない。農地自体も、事故前の300haの半分の150ha前後に減少し、横ばいで推移している。

このように、広野町の農業は、事故から8年が経過しても復興・黒字化の目途は立たず、特に小規模農家や兼業農家は苦しんでいる。それゆえ、担い手・後継者不足も深刻であり、広野町に伝統的な小規模農家や兼業農家は将来的に消滅の危機に瀕している。

広野町の住民が、故郷から享受していた豊かな自然の中での生活や職業生活は、喪失・変容したままであると言わざるをえない。

以上